

○羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与 に関する条例

昭和 46 年 9 月 25 日条例第 7 号

最終改正 令和 7 年 2 月 6 日条例第 2 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 給料は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 11 年条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設又はこれに類する有価物で職員に支給されたものは、これを給与の一部とし、別に組合規則で定めるところによりその職員の給与額を調整する。

(給与の支払)

第 2 条の 2 この条例に基づく給与は、職員が口座振替による支払いを申し出た場合を除き通貨で、直接職員に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げるもので職員が支払うこととされている額に相当する金額については、これを給与から控除し又は徴収して支払うことができる。

- (1) 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員互助組合の組合費
- (2) 全国町村職員生活協同組合の出資金及び共済掛金
- (3) 東京都市町村職員共済組合の貯金及び貸付償還金
- (4) 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の団体扱い契約による生命保険料及び損害保険料
- (5) 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の給食費及び各種積立金

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一般職給料表（1） （別表第1）

一般職給料表（2） （別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第3及び別表第4に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 管理者は、全ての職員の職を第2項に規定する等級別基準職務表に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表により給料を支給しなければならない。

（昇給等の基準）

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、組合規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移つた場合における号俸は、組合規則の定めるところにより決定する。

3 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、同日前で組合規則の定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として組合規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、職員が55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることができない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、組合規則で定めるところにより、昇給させることができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短

時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給方法)

第5条 給料は、月の1日から末日までを計算期間(以下「給与期間」という。)とし、毎月21日(その日が休日に当るときはその前日)に当月分を支給する。

第6条 新たに職員となつた者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者は、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、第3条に規定する一般職給料表(1)の5級及び4級の職にある者に支給する。

2 前項の管理職手当の支給区分及び月額は、別表第5に定めるとおりとする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、別表第5に掲げる管理職手当の支給月額に勤務時間条例第2条第2項により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条 削除

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

- (1) 扶養親族たる配偶者、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。) 6,000円(一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの(以下「行(1)4級職員」という。)の扶養親族たる配偶者、父母等3,000円)
- (2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) 9,000円

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(以下「特定期間にある子」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて、同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なはれたときは、この届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日に属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する日）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員が行(1)4級職員以外のものとなつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級職員以外の者が行(1)4級職員となつた場合

(5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となつた場合

4 第2項のただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第11条 職員には、当分の間、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第 1 2 条 世帯主に（これに準ずるものを含む。）である職員のうち、満 34 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに、住居手当を支給する。

2 住居手当の月額は、15,000 円とし、給料の支給方法に準じて支給する。

3 前項の手当を受けるものの範囲等支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(通勤手当)

第 1 3 条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分に応じて職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用する職員（通勤距離か片道 2 キロメートル以上である者）

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具を使用する職員（通勤距離か片道 2 キロ以上である者）

(3) 前 2 項以外の職員で、管理者が必要と認める者

2 通勤手当の額は、月の初日からその月以降の月の末日までの 1 月を単位として組合規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

3 前 2 項に掲げる通勤手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(特殊勤務手当)

第 1 4 条 著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与で考慮することが適当でないと思えられるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて、特殊勤務手当を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額、その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(給与の減額)

第 1 5 条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第 10 条及び第 11 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 12 条第 1 項の規定により指定された代休日をいう）

以下同じ。)である場合、勤務時間条例第 13 条第 1 号から第 3 号までに規定する休暇を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない 1 時間につき第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額の合計額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第 16 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内の割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額の合計額を、超過勤務手当として支給する。

2 前項の勤務の区分及び割合は、組合規則で定める。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内の割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であった場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)」とあるのは「100 分の 100」とする。

4 第 1 項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第 2 条の規定により 1 週間に割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第 5 条の規定により週休日を他の日に振り替えて勤務することを命ぜられた職員には、当該他の日の正規の勤務時間に相当する時間(組合規則で定める時間を除く。)について、1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。

5 次の各号に規定する時間の合計が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項(第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間

につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 前項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 100 分の 50

6 勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第 1 号に規定する時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 2 項に規定する組合規則で定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合

(2) 前項第 2 号に規定する時間 100 分の 50 から第 4 項に規定する組合規則で定める割合を減じた割合

7 第 3 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 2 項に規定する組合規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

(休日給)

第 17 条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた勤務時間条例第 10 条、第 11 条及び第 12 条に規定する休日にあつても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの

範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額の合計額を、休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第 12 条第 1 項の規定により、任命権者が代休日を指定した場合には、休日給を支給しない。

(夜勤手当)

第 18 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までに勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間 1 時間につき第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給料等の額に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額を夜勤手当として支給する。

(勤務 1 時間当りの給与額の算出)

第 19 条 前 4 条に規定する勤務 1 時間当りの給料等の額は、給料の月額及び組合規則で定める手当の月額のそれぞれに 12 を乗じて得た額を組合規則で定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

(宿日直手当)

第 20 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第 16 条から第 18 条までの手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

(超過勤務手当等の支給日)

第 21 条 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、給料の支給日に前月分を支給する。

(期末手当)

第 22 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 22 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 20 日をこえない範囲内において組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した職員（第 25 条第 4 項の規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額との合計額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に

応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 月	100 分の 100
5 月以上 6 月未満	100 分の 80
3 月以上 5 月未満	100 分の 60
3 月未満	100 分の 30

- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、組合規則で定める。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。
- 5 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは、「合計額に給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。
 - (1) 一般職給料表 (1) の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 2 級以上である職員
 - (2) 一般職給料表 (2) の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して組合規則で定めるもの
(期末手当の不支給)

第 22 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたも

の

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止め）

第22条の3 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して20日をこえない範囲内において組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（組合規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の112.5を乗じて得た額と、管理者が予算の範囲内において別に定める額の総額をこえてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」とする。
- 4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、

同項中「合計額」とあるのは、「合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

(1) 一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 2 級以上である職員

(2) 一般職給料表(2)の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して組合規則で定めるもの

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第23条第1項に規定する基準日をいう。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する組合規則で定める日をいう。)」と読み替えるものとする。

(昇給及び扶養手当等に関する規定の適用除外)

第24条 第4条第4項、同条第5項、同条第7項及び第9条の規定は、一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級の職員には適用しない。

2 第12条、第16条、第17条第2項、第18条及び第20条第1項の規定は、一般職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級又は5級の職員には適用しない。

(休職者の給与)

第25条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中にこれに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 4 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により組合規則で定める日に、第2項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第26条 第4条第3項から第8項まで、第9条、第10条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用職員等の給与)

第27条 臨時的任用職員(法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用する職員をいう。)の給与は、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

- 2 臨時的任用職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 3 会計年度任用職員(法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用する職員をいう。)の報酬及び期末手当は、職員の給与との均衡を考慮し、別に条例で定める。

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し、必要な事項は組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月22日から適用する。
- (組合規則への委任)
- 2 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。
- (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)
- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第22条第2項及び第4項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の145」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の65」とする。
- (管理職手当に関する暫定措置)
- 4 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、別表第5中「94,000

円」とあるのは「89,300円」とする。

(地域手当に関する暫定措置)

- 5 第11条第2項中「100分の18」とあるのは、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間にあっては「100分の8.5」とし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にあっては「100分の8.8」とする。
- 6 令和7年4月1日から当分の間、第11条第2項中「100分の18」とあるのは「100分の10」とする。
- 7 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第5項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 8 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 9 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月

額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（組合規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 0 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 3 条第 3 項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 3 条第 3 項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第 7 項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第 9 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 2 付則第 9 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第 7 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 3 付則第 9 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 22 条第 5 項及び第 23 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第 9 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 1 4 付則第 7 項から前項までに規定するもののほか、付則第 7 項の規定による給料月額、付則第 9 項の規定による給料その他付則第 7 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則（昭和 47 年 3 月 28 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する。ただし、第 12 条の改正規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 附則第 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和 47 年 12 月 12 日条例第 8 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 12 月支給分の期末手当から適用する。

附 則 (昭和 48 年 2 月 7 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条第 3 項中「1,000 円」を「1,500 円」に改正する規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)

- 2 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和 48 年 4 月 20 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 6 月 16 日条例第 3 号）

（施行日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 6 月支給分の期末手当から適用する。

附 則（昭和 48 年 12 月 26 日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条第 3 項、第 12 条第 2 項、第 13 条及び別表第 1、別表第 2 を改正する規定は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

（切替日から施行日までの間の異動者の号俸等）

- 2 昭和 48 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

（給与の内払）

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合規則で定める。

附 則（昭和 49 年 6 月 13 日条例第 2 号）

（施行日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 13 条及び第 22 条第 2 項の改正規定は、昭和 49 年 6 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 49 年 4 月 1 日以降の分として支給を受けた給与は、改正

後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和 49 年 12 月 5 日条例第 4 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和 49 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和 51 年 1 月 24 日条例第 1 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 22 条及び第 23 条の改正の規定を除き昭和 50 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 昭和 50 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則(昭和51年12月18日条例第4号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)

- 2 昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則(昭和53年1月13日条例第1号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)

- 2 昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組

合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和54年1月25日条例第1号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和55年1月26日条例第1号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)
- 2 昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又は、その受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該

適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づき、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則 (昭和 55 年 12 月 26 日条例第 8 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 56 年 1 月 20 日条例第 1 号)

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

(切替日から施行日までの間の異動者の号俸等)

- 2 昭和 55 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸、若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (昭和 57 年 2 月 1 日条例第 1 号)

(施行規則)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例 (以下「新条例」という。) の

規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (昭和 58 年 6 月 2 日条例第 2 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例別表の給料表から改正後の条例別表の給料表に切り替えるにあたって同じ額の号給があるときは当該号給に、同じ額の号給がないときは、その直近上位の額の号給に切り替える。
- 3 前項の規定による直近上位の額の号給に切り替える場合に、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、当該差額に対する割合に応じて次の昇給期間を延伸する。この場合に延伸する期間が 3 月に満たないときは 3 月とし、3 月をこえるときは 3 月ごとに四捨五入する。

(規則への委任)

- 4 付則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (昭和 60 年 3 月 15 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (昭和 61 年 3 月 12 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 60 年 6 月 1 日から適用する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、昭和 60 年 1 1 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則（昭和 61 年 12 月 6 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 3 月 11 日条例第 4 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則（昭和 63 年 3 月 9 日条例第 2 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に

関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則 (平成元年3月10日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項第2号及び第4号の改正規定、同条第3項の改正規定(「満18歳未満の」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める部分に限る。)、第10条第1項第3号及び第4号の改正規定、同条第3項の改正規定、第22条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。
- 3 平成元年4月1日から平成元年12月31日までの間に、改正後の条例第22条第2項及び第23条第2項の規定に基づいて支払われる期末手当及び勤勉手当については、付則第1項ただし書の規定にかかわらず、当該規定中「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額」を「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当並びに住居手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。ただし、この場合の住居手当の月額については、同条例第12条第3項の規定に基づいて定められた額にかかわらず、当該住居手当の額の3分の1の額とする。
- 4 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から、この条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則 (平成2年3月9日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例の廃止)

- 2 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例（平成元年条例第5号）は、廃止する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例及び廃止前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

（規則への委任）

- 4 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則（平成3年3月8日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。ただし、新条例第3条第1項に規定する別表第1については、平成3年3月31日までの間は付則別表第1によるものとする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

- 2 新条例第22条第2項及び第4項第1号並びに第23条第3項第1号の規定の適用については、平成3年3月31日までの間、第22条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の157」と、「100分の200」とあるのは「100分の203」とし、第22条第4項第1号及び第23条第3項第1号中「5等級以上」とあるのは「付則別表第1の3等級以上」とする。

（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例の廃止）

- 3 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例（平成2年条例第5号）及び羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例（平成2年条例第7号）は、廃止する。

（給料表の改正に伴う切替措置）

- 4 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、付則別表第1の適用を受けていた職員の新条例第3条第1項別表第1への切替は、その者が受けていた等級号俸に対応する付則別表第2の新等級号俸欄に定める等級号俸

とする。

(旧号俸を受けていた期間)

- 5 付則第4項の規定により、切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の新条例第4条第4項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(平成2年4月1日から施行日までの間の異動者の号俸等)

- 6 平成2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあつた職員の新条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 7 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例及び廃止前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の期末手当の特別措置に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付則別表第1

一般職給料表(1)

(単位：円)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1					
2					
3					
4					110,600
5				141,400	114,100

6				149,500	117,700
7			209,100	157,600	121,400
8			217,700	165,700	125,300
9			226,300	173,800	129,600
10	359,600	264,900	235,000	181,900	134,600
11	371,200	274,700	243,700	190,100	140,200
12	382,600	284,700	252,500	198,400	147,800
13	394,000	294,900	261,400	206,800	155,500
14	404,600	305,500	270,800	215,300	163,200
15	413,300	316,200	279,300	223,800	171,100
16	420,900	326,900	288,700	232,400	179,000
17	427,400	337,500	298,000	240,700	186,500
18	432,900	348,000	307,100	249,000	194,000
19	436,900	357,400	315,800	257,200	201,400
20	440,400	366,200	324,100	264,900	208,400
21	443,700	374,200	332,300	272,400	
22	447,000	382,000	339,900	279,700	
23	449,900	389,400	346,900	286,900	
24	452,800	396,100	352,900	294,000	
25	455,600	402,200	357,400	300,200	
26		408,000	361,700	306,100	
27		412,900	365,700	310,600	
28		417,700	369,100	314,600	
29		422,500	372,600	318,200	
30		426,700	375,700	320,500	
31		430,500	378,900	322,800	

32		433,600	381,700	325,000	
33		436,400	384,600	327,000	
34		439,200	387,200	328,800	
35		441,900	389,800	330,600	

付則別表第 2

一般職給料表(1)切替表

1 等級		2 等級		4 等級		6 等級		7 等級	
旧号俸	新号俸	旧号俸	新号俸	旧 3 等 級号俸	新 4 等 級号俸	旧 4 等 級号俸	新 6 等 級号俸	旧 5 等級 号俸	新 7 等級 号俸
	1				1		1		
	2				2	5	2	4	
	3		3		3	6	3	5	
	4		4	7	4	7	4	6	4
	5		5	8	5	8	5	7	5
	6	10	6	9	6	9	6	8	6
	7	11	7	10	7	10	7	9	7
	8	12	8	11	8	11	8	10	8
	9	13	9	12	9	12	9	11	9
10	10	14	10	13	10	13	10	12	10
11	11	15	11	14	11	14	11	13	
12	12	16	12	15	12	15	12	14	11
13	13	17	13	16	13	16	13	15	12
14	14	18	14	17	14	17	14	16	13
15	15	19	15	18	15	18	15	17	14
16	16	20	16	19	16	19	16	18	15
17	17	21	17	20	17	20	17	19	16

18	18	22	18	21	18	21	18	20	17
19		23		22	19	22	19		18
20	19	24	19	23	20	23	20		19
21	20	25	20	24		24	21		20
22	21	26	21	25	21	25	22		21
23	22	27	22	26	22	26	23		22
24	23	28	23	27		27	24		23
25	24		24	28	23	28	25		24
	25	29	25	29	24	29	26		25
		30	26	30	25	30	27		26
			27	31	26	31	28		27
		31	28	32	27	32	29		28
		32	29	33	28	33	30		29
		33		34	29	34	31		30
		34		35	30	35	32		31
		35			31				
					32				
					33				

付 則（平成 4 年 1 月 17 日 条例 第 1 号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、新条例第 2 条及び第 20 条の 2 の規定は、平成 4 年 1 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われ

た給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (平成5年1月13日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。ただし、新条例第3条第1項に規定する別表第2については、平成5年3月31日までの間は付則別表第1によるものとする。

(給料表の改正に伴う切替措置)

- 2 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、付則別表第1の適用を受けていた職員の新条例第3条第1項別表第2への切替は、その者が受けていた号俸に対応する付則別表第2の新等級号俸欄に定める等級号俸とする。

(旧号俸を受けていた期間)

- 3 前項の規定により、切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の新条例第4条第4項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(平成4年4月1日から施行日までの間の異動者の号俸等)

- 4 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合規則で定める。

(扶養手当に関する経過措置)

- 5 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては平成4年4月1日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者がなく、かつ、改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかつ

た旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で新条例第9条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの
 - (2) 平成4年4月1日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
 - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
 - (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者
 - (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
 - (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの
- 6 前項の規定による届出を行った者に対する新条例第10条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は新条例付則第5項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は新条例付則第5項の規定による届出が新条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は新条例付則第5項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(扶養親族たる子で同項」とあるのは「(扶養親族たる子で同項又は新条例付則第5項」と、「のうち扶養親族たる子で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子

で第1項又は新条例付則第5項」とする。

7 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する新条例第10条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「新条例の施行の日から30日」とする。

(1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

(2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

(3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

(給与の内払)

8 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

9 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付則別表第1

一般職給料表(2)

(単位：円)

号俸	給料月額	号俸	給料月額
1		25	264,500
2		26	271,000
3	119,500	27	276,700
4	122,900	28	281,600
5	126,400	29	286,300
6	130,700	30	290,600
7	136,000	31	294,800

8	141,300	32	298,700
9	146,600	33	302,400
10	151,900	34	305,700
11	158,200	35	308,900
12	165,300	36	312,100
13	172,600	37	315,100
14	180,400	38	318,100
15	188,500	39	321,100
16	196,600	40	324,100
17	204,700	41	327,100
18	212,700	42	330,100
19	220,700	43	332,900
20	228,700	44	335,700
21	236,200	45	338,500
22	243,700	46	341,200
23	250,700	47	343,900
24	257,600		

付則別表第 2

一般職給料表(2) 切替表

旧号俸		新等級号俸		旧号俸		新等級号俸	
号俸	等級	号俸	調整月数	号俸	等級	号俸	調整月数
3	3	4			2	1	
4					2	2	
5					2	3	
6	3	5			2	4	
7	3	6			2	5	

8	3	7			2	6	
9	3	8			2	7	
10	3	9			2	8	
11	3	10			2	9	
12	3	11			2	10	
13	3	12			2	11	
14	3	13			2	12	
15	3	14			2	13	
16	3	15			2	14	
17	3	16			2	15	
18	3	17			2	16	
19	3	18		27	2	17	
20	3	19		28	2	18	
21	3	20		29	2	19	
22	3	21		30	2	19	－ 3 月
23	3	22		31	2	20	
24	3	23		32	2	20	－ 3 月
25	3	24		33	2	21	
26	3	25		34	2	21	－ 3 月
	3	26		35	2	22	
	3	27		36	2	22	－ 3 月
	3	28		37	2	23	
	3	29		38	2	23	－ 3 月
	3	30		39	2	24	
	3	31		40	2	25	
	3	32		41	2	26	

	3	33		42	2	27	
	3	34		43	2	28	
	3	35		44	2	29	
				45	2	30	
				46	2	31	
				47	2	32	
					2	33	
					2	34	
					2	35	

備考

調整月数に掲げる月数は切替時の調整月数を示し、「一」は昇給期間の短縮月数を示す。

付 則（平成6年1月17日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 2 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成6年3月31日までの間、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の200」とあるのは、「100分の210」とする。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則（平成6年3月14日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 新条例第15条、第18条及び第19条の規定並びに付則第12項の規定は、組合規則で定める日から施行する。
（職務の級への切替え）
- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が付則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。
（号俸の切替え等）
- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（付則第6項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。
- 5 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の新条例第4条第4項及び第6項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸の受ける期間に通算する。
（一般職給料表（1）1等級適用職員の切替え等）
- 6 切替日の前日において、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項別表第1一般職給料表（1）1等級の適用を受けている職員が切替日において受けることとなる職務の級、号俸は、付則別表第2の旧号俸欄に掲げる号俸に対応する新号俸欄に定める号俸とする。
- 7 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の新条例第4条第4項及び第6項ただし書の規定の適用については、組合規則で定める。
（扶養手当に関する経過措置）
- 8 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の条例第9条第3項第3号の規定の適用を受けていた扶養親族（新条例第9条第3項第3号の規定の適用を受ける扶養親族を除く。）で、新条例第9条第3項第4号の規定

の適用を受けることとなった扶養親族の扶養手当の額については、同号中「2,000円」とあるのは、平成6年4月1日から平成7年3月31日までの間は、「5,000円」とし、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間は、「4,000円」とし、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間は、「3,000円」とする。

(調整手当に関する暫定措置)

- 9 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、新条例第11条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

(超過勤務手当及び休日給に関する暫定措置)

- 10 新条例第16条及び第17条第2項の規定の適用については、付則第2項の組合規則で定める日までの間、新条例第16条及び第17条第2項中「給料等の額」とあるのは「給与額」と、「額の合計額」を「額」とする。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 11 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 12 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(給与の内払)

- 13 改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 14 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付則別表第1

職務の級への切替表

給料表	旧等級	職務の級
一般職給料表(1)	1等級	9級
	2等級	7級

	3 等級	6 級
	4 等級	5 級
	5 等級	4 級
	6 等級	3 級
	7 等級	1 級
一般職給料表(2)	1 等級	3 級
	2 等級	2 級
	3 等級	1 級

付則別表第 2

一般職給料表(1)一等級の号俸切替表

1 等級	9 級
旧号俸	新号俸
1	
2	
3	
4	
5	
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9
12	10
13	11
14	12

15	
16	13
17	14
18	
19	15
20	
21	
22	16
23	
24	17
25	
	18
	19
	20
	21
	22
	23
	24
	25

付 則（平成 6 年12月19日条例第 5 号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 新条例第22条第 2 項の規定の適用については、平成 7 年 3 月 31 日までの間、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の190」とあるの

は「100分の200」とする。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (平成7年12月22日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条に1項を加える改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 付則第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (平成8年12月11日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 2 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (平成9年12月17日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

- 2 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則 (平成10年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則（平成10年12月17日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

（給与の内払）

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付 則（平成11年3月31日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年2月18日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定については、平成12年3月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く）による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。ただし、新条例別表第1の職務の級が7級である者については、平成11年10月1日から適用する。

（給与の内払）

3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(期末手当の特例措置)

4 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成12年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。

5 新条例第22条の規定にかかわらず、基準日が平成12年3月1日の期末手当の額は、同条の規定により算出して得た額から新条例別表第1の職務の級が9級である者については100分の20を、8級及び7級である者については100分の10をそれぞれ減じて得た額とする。

(最高号俸等の切替え等)

6 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合規則で定める。

付 則(平成13年2月21日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第3項第3号及び第4号並びに第12条第2項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

(期末手当の特例措置)

3 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成13年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」とする。

付 則(平成14年2月21日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第22条第2項の規定は、平成14年3月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

- 2 新条例第22条第2項の規定については、平成14年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

付 則 (平成14年12月20日条例第4号)

(施行日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の規定については、平成15年3月31日までの間、第2項中「100分の55」とあるのは「100分の30」とする。

付 則 (平成15年12月22日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の規定の適用については、平成16年3月31日までの間、同項中「100分の30」とあるのは「100分の20」とする。

付 則 (平成17年2月28日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年12月22日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第11条、第22条第2項及び第4項、第23条第2項（「調整手当」を「地域手当」に改める部分に限る。）及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

(期末手当の特例措置)

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の規定の適用については、平成18年3月31日までの間、同項中「100分の30」とあるのは「100分の27」とする。

付 則 (平成18年12月20日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
(期末手当の特例措置)
- 2 この条例による改正後の第22条第2項の規定の適用については、平成19年3月31日までの間、同条第2項中「3月に支給する場合には100分の30」とあるのは「3月に支給する場合には100分の27」とする。

付 則 (平成19年3月13日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年12月21日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
(最高号俸等を受ける職員の号俸等)
- 2 平成20年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日以後における号俸は、管理者が別に定める。
(職務の級の切替え)
- 3 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日において改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)別表第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)に応じ、付則別表第1及び付則別表第2の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 4 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日において旧条例別表第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、付則第2項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じ、付則別表第1及び付則別表第2の号俸欄に定める号俸とする。

(旧号俸を受けていた期間の通算)

- 5 前項の規定により切替えられた職員に対する改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第4項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間

に通算する。

(期末手当の特例措置)

- 6 新条例第22条第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間、同条第2項中「3月に支給する場合においては100分の30」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の34.3」とする。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 7 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付則別表第1

一般職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸	新号	号俸
1							3	1										
2					2	1	3	5										
3					2	5	3	9	4	1								
4	1	1	1	21	2	9	3	13	4	5								
5	1	5	1	25	2	13	3	17	4	9	5	1						
6	1	9	1	29	2	17	3	21	4	13	5	5	6	1	7	1		
7	1	13	1	33	2	21	3	25	4	17	5	9	6	5	7	5		
8	1	17	1	37	2	25	3	29	4	21	5	13	6	9	7	9		
9			1	41	2	29	3	33	4	25	5	17	6	13	7	13		
10			1	45	2	33	3	37	4	29	5	21	6	17	7	17		
11			1	49	2	37	3	41	4	33	5	25	6	21	7	21		
12			1	53	2	41	3	45	4	37	5	29	6	25	7	25		
13			1	57	2	45	3	49	4	41	5	33	6	29	7	29	8	3

14			1	61	2	49	3	53	4	45	5	37	6	33	7	33	8	7
15			1	65	2	53	3	57	4	49	5	41	6	37	7	37	8	11
16			1	69	2	57	3	61	4	53	5	45	6	41	7	41	8	14
17			1	73	2	61	3	65	4	57	5	49	6	45	7	45	8	17
18			1	77	2	65	3	69	4	61	5	53	6	49	7	49	8	19
19			1	81	2	69	3	73	4	65	5	57	6	53	7	53	8	22
20			1	85	2	73	3	77	4	69	5	61	6	57	7	57	8	24
21			1	89	2	77	3	81	4	73	5	65	6	61	7	61	8	25
22			1	93	2	81	3	85	4	77	5	69	6	65	7	65	8	28
23			1	97	2	85	3	89	4	81	5	73	6	69	7	69	8	29
24			1	101	2	89	3	93	4	85	5	77	6	73	7	73	8	31
25					2	93	3	97	4	89	5	81	6	77	7	77	8	32
26					2	97	3	101	4	93	5	85	6	81				
27					2	101	3	105	4	97	5	89	6	85				
28					2	105	3	109	4	101	5	93	6	89				
29					2	109	3	113	4	105	5	97	6	93				
30					2	113	3	117	4	109	5	101	6	97				
31					2	117			4	113	5	105	6	101				
32					2	121			4	117	5	109						
33									4	121	5	113						
34									4	125	5	117						
35									4	129								
36									4	133								
37									4	137								

付則別表第 2

一般職給料表(2)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1 級		2 級		3 級	
旧号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸
1						
2			1	33	2	6
3			1	37	2	10
4	1	13	1	41	2	14
5	1	17	1	45	2	18
6	1	21	1	49	2	22
7	1	24	1	53	2	26
8	1	27	1	57	2	30
9	1	30	1	61	2	34
10	1	34	1	65	2	38
11	1	40	1	69	2	42
12	1	44	1	73	2	46
13	1	48	1	77	2	50
14	1	52	1	81	2	55
15	1	56	1	85	2	59
16	1	60	1	89	2	64
17	1	64	1	93	2	68
18	1	67	1	97	2	74
19	1	71	1	101	2	79
20	1	74	1	106	2	85
21	1	77	1	112	2	92
22	1	81	1	117	2	97
23	1	84	1	125	2	103
24	1	87	1	132	2	108

25	1	90	1	140	2	113
26	1	93	1	146	2	117
27	1	97	1	149	2	121
28	1	100	1	152	2	124
29	1	102	1	156	2	128
30	1	105	1	159	2	131
31	1	107	1	162		
32	1	109				
33	1	111				
34	1	112				
35	1	113				

付 則（平成21年 2 月 24 日 条例 第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び付則第 3 項から第 6 項までの規定は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（期末手当の特例措置）

- 2 この条例第 1 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「第 1 条による改正後の条例」という。）第 22 条第 2 項の規定の適用については、平成21年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 30」とあるのは「100 分の 28」とする。

（職務の級の切替え）

- 3 第 2 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 に掲げる一般職給料表（1）の適用について、平成21年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第 1 の旧級欄に掲げる職務の級である職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、それぞれ同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

- 4 切替日の前日において、第 1 条による改正後の条例別表第 1 に掲げる一般職

給料表(1)及び別表第2に掲げる一般職給料表(2)の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸及びその者が当該号俸を受けていた期間に応じて付則別表第2に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額への切替え)

- 5 切替日の前日において職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の新号俸は、管理者が別に定める。

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 6 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例(昭和46年条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付則別表第1 (付則第3項関係)

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
一般職給料表(1)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級

付則別表第2 (付則第4項関係)

一般職給料表(1)の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	経過期間								
1	3月未満	1	21	1	1	1	1	1	1

	3 月以上 6 月未滿	2	22	2	2	2	2	2	2
	6 月以上 9 月未滿	3	23	3	3	3	3	3	3
	9 月以上12月未滿	4	24	4	4	4	4	4	4
	12月以上	5	25	5	5	5	5	5	5
2	3 月未滿	2	22	2	2	2	2	2	2
	3 月以上 6 月未滿	3	23	3	3	3	3	3	3
	6 月以上 9 月未滿	4	24	4	4	4	4	4	4
	9 月以上12月未滿	5	25	5	5	5	5	5	5
	12月以上	6	26	6	6	6	6	6	6
3	3 月未滿	3	23	3	3	3	3	3	3
	3 月以上 6 月未滿	4	24	4	4	4	4	4	4
	6 月以上 9 月未滿	5	25	5	5	5	5	5	5
	9 月以上12月未滿	6	26	6	6	6	6	6	6
	12月以上	7	27	7	7	7	7	7	7
4	3 月未滿	4	24	4	4	4	4	4	4
	3 月以上 6 月未滿	5	25	5	5	5	5	5	5
	6 月以上 9 月未滿	6	26	6	6	6	6	6	6
	9 月以上12月未滿	7	27	7	7	7	7	7	7
	12月以上	8	28	8	8	8	8	8	8
5	3 月未滿	5	25	5	5	5	5	5	5
	3 月以上 6 月未滿	6	26	6	6	6	6	6	6
	6 月以上 9 月未滿	7	27	7	7	7	7	7	7
	9 月以上12月未滿	8	28	8	8	8	8	8	8
	12月以上	9	29	9	9	9	9	9	9
6	3 月未滿	6	26	6	6	6	6	6	6
	3 月以上 6 月未滿	7	27	7	7	7	7	7	7

	6 月以上 9 月未滿	8	28	8	8	8	8	8	8
	9 月以上12月未滿	9	29	9	9	9	9	9	9
	12月以上	10	30	10	10	10	10	10	10
7	3 月未滿	7	27	7	7	7	7	7	7
	3 月以上 6 月未滿	8	28	8	8	8	8	8	8
	6 月以上 9 月未滿	9	29	9	9	9	9	9	9
	9 月以上12月未滿	10	30	10	10	10	10	10	10
	12月以上	11	31	11	11	11	11	11	11
8	3 月未滿	8	28	8	8	8	8	8	8
	3 月以上 6 月未滿	9	29	9	9	9	9	9	9
	6 月以上 9 月未滿	10	30	10	10	10	10	10	10
	9 月以上12月未滿	11	31	11	11	11	11	11	11
	12月以上	12	32	12	12	12	12	12	12
9	3 月未滿	9	29	9	9	9	9	9	9
	3 月以上 6 月未滿	10	30	10	10	10	10	10	10
	6 月以上 9 月未滿	11	31	11	11	11	11	11	11
	9 月以上12月未滿	12	32	12	12	12	12	12	12
	12月以上	13	33	13	13	13	13	13	13
10	3 月未滿	10	30	10	10	10	10	10	10
	3 月以上 6 月未滿	11	31	11	11	11	11	11	11
	6 月以上 9 月未滿	12	32	12	12	12	12	12	12
	9 月以上12月未滿	13	33	13	13	13	13	13	13
	12月以上	14	34	14	14	14	14	14	14
11	3 月未滿	11	31	11	11	11	11	11	11
	3 月以上 6 月未滿	12	32	12	12	12	12	12	12
	6 月以上 9 月未滿	13	33	13	13	13	13	13	13

	9月以上12月未滿	14	34	14	14	14	14	14	14
	12月以上	15	35	15	15	15	15	15	15
12	3月未滿	12	32	12	12	12	12	12	12
	3月以上6月未滿	13	33	13	13	13	13	13	13
	6月以上9月未滿	14	34	14	14	14	14	14	14
	9月以上12月未滿	15	35	15	15	15	15	15	15
	12月以上	16	36	16	16	16	16	16	16
13	3月未滿	13	33	13	13	13	13	13	13
	3月以上6月未滿	14	34	14	14	14	14	14	14
	6月以上9月未滿	15	35	15	15	15	15	15	15
	9月以上12月未滿	16	36	16	16	16	16	16	16
	12月以上	17	37	17	17	17	17	17	17
14	3月未滿	14	34	14	14	14	14	14	14
	3月以上6月未滿	15	35	15	15	15	15	15	15
	6月以上9月未滿	16	36	16	16	16	16	16	16
	9月以上12月未滿	17	37	17	17	17	17	17	17
	12月以上	18	38	18	18	18	18	18	18
15	3月未滿	15	35	15	15	15	15	15	15
	3月以上6月未滿	16	36	16	16	16	16	16	16
	6月以上9月未滿	17	37	17	17	17	17	17	17
	9月以上12月未滿	18	38	18	18	18	18	18	18
	12月以上	19	39	19	19	19	19	19	19
16	3月未滿	16	36	16	16	16	16	16	16
	3月以上6月未滿	17	37	17	17	17	17	17	17
	6月以上9月未滿	18	38	18	18	18	18	18	18
	9月以上12月未滿	19	39	19	19	19	19	19	19

	12月以上	20	40	20	20	20	20	20	20
17	3月未満	17	37	17	17	17	17	17	17
	3月以上6月未満	18	38	18	18	18	18	18	18
	6月以上9月未満	19	39	19	19	19	19	19	19
	9月以上12月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
	12月以上	21	41	21	21	21	21	21	21
	18	3月未満	18	38	18	18	18	18	18
3月以上6月未満		19	39	19	19	19	19	19	19
6月以上9月未満		20	40	20	20	20	20	20	20
9月以上12月未満		21	41	21	21	21	21	21	21
12月以上		22	42	22	22	22	22	22	22
19	3月未満	19	39	19	19	19	19	19	19
	3月以上6月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
	6月以上9月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
	9月以上12月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	12月以上	23	43	23	23	23	23	23	23
20	3月未満	20	40	20	20	20	20	20	20
	3月以上6月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
	6月以上9月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	9月以上12月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	12月以上	24	44	24	24	24	24	24	24
21	3月未満	21	41	21	21	21	21	21	21
	3月以上6月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	6月以上9月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	9月以上12月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	12月以上	25	45	25	25	25	25	25	25

22	3月未満	22	42	22	22	22	22	22	22
	3月以上6月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	6月以上9月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	9月以上12月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	12月以上	26	46	26	26	26	26	26	26
23	3月未満	23	43	23	23	23	23	23	23
	3月以上6月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	6月以上9月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	9月以上12月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	12月以上	27	47	27	27	27	27	27	27
24	3月未満	24	44	24	24	24	24	24	24
	3月以上6月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	6月以上9月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	9月以上12月未満	27	47	27	27	27	27	27	27
	12月以上	28	48	28	28	28	28	28	28
25	3月未満	25	45	25	25	25	25	25	25
	3月以上6月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	6月以上9月未満	27	47	27	27	27	27	27	27
	9月以上12月未満	28	48	28	28	28	28	28	28
	12月以上	29	49	29	29	29	29	29	29
26	3月未満	26	46	26	26	26	26	26	26
	3月以上6月未満	27	47	27	27	27	27	27	27
	6月以上9月未満	28	48	28	28	28	28	28	28
	9月以上12月未満	29	49	29	29	29	29	29	29
	12月以上	30	50	30	30	30	30	30	30
27	3月未満	27	47	27	27	27	27	27	27

	3 月以上 6 月未滿	28	48	28	28	28	28	28	28
	6 月以上 9 月未滿	29	49	29	29	29	29	29	29
	9 月以上12月未滿	30	50	30	30	30	30	30	30
	12月以上	31	51	31	31	31	31	31	31
28	3 月未滿	28	48	28	28	28	28	28	28
	3 月以上 6 月未滿	29	49	29	29	29	29	29	29
	6 月以上 9 月未滿	30	50	30	30	30	30	30	30
	9 月以上12月未滿	31	51	31	31	31	31	31	31
	12月以上	32	52	32	32	32	32	32	32
29	3 月未滿	29	49	29	29	29	29	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	50	30	30	30	30	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	51	31	31	31	31	31	31
	9 月以上12月未滿	32	52	32	32	32	32	32	32
	12月以上	33	53	33	33	33	33	33	33
30	3 月未滿	30	50	30	30	30	30	30	30
	3 月以上 6 月未滿	31	51	31	31	31	31	31	31
	6 月以上 9 月未滿	32	52	32	32	32	32	32	32
	9 月以上12月未滿	33	53	33	33	33	33	33	33
	12月以上	34	54	34	34	34	34	34	34
31	3 月未滿	31	51	31	31	31	31	31	31
	3 月以上 6 月未滿	32	52	32	32	32	32	32	32
	6 月以上 9 月未滿	33	53	33	33	33	33	33	33
	9 月以上12月未滿	34	54	34	34	34	34	34	34
	12月以上	35	55	35	35	35	35	35	35
32	3 月未滿	32	52	32	32	32	32	32	32
	3 月以上 6 月未滿	33	53	33	33	33	33	33	33

	6 月以上 9 月未滿	34	54	34	34	34	34	34	34
	9 月以上12月未滿	35	55	35	35	35	35	35	35
	12月以上	36	56	36	36	36	36	36	36
33	3 月未滿	33	53	33	33	33	33	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	54	34	34	34	34	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	55	35	35	35	35	35	35
	9 月以上12月未滿	36	56	36	36	36	36	36	36
	12月以上	37	57	37	37	37	37	37	37
34	3 月未滿	34	54	34	34	34	34	34	34
	3 月以上 6 月未滿	35	55	35	35	35	35	35	35
	6 月以上 9 月未滿	36	56	36	36	36	36	36	36
	9 月以上12月未滿	37	57	37	37	37	37	37	37
	12月以上	38	58	38	38	38	38	38	38
35	3 月未滿	35	55	35	35	35	35	35	35
	3 月以上 6 月未滿	36	56	36	36	36	36	36	36
	6 月以上 9 月未滿	37	57	37	37	37	37	37	37
	9 月以上12月未滿	38	58	38	38	38	38	38	38
	12月以上	39	59	39	39	39	39	39	39
36	3 月未滿	36	56	36	36	36	36	36	36
	3 月以上 6 月未滿	37	57	37	37	37	37	37	37
	6 月以上 9 月未滿	38	58	38	38	38	38	38	38
	9 月以上12月未滿	39	59	39	39	39	39	39	39
	12月以上	40	60	40	40	40	40	40	40
37	3 月未滿	37	57	37	37	37	37	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	58	38	38	38	38	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	59	39	39	39	39	39	39

	9月以上12月未滿	40	60	40	40	40	40	40	40
	12月以上	41	61	41	41	41	41	41	41
38	3月未滿	38	58	38	38	38	38	38	38
	3月以上6月未滿	39	59	39	39	39	39	39	39
	6月以上9月未滿	40	60	40	40	40	40	40	40
	9月以上12月未滿	41	61	41	41	41	41	41	41
	12月以上	42	62	42	42	42	42	42	42
39	3月未滿	39	59	39	39	39	39	39	39
	3月以上6月未滿	40	60	40	40	40	40	40	40
	6月以上9月未滿	41	61	41	41	41	41	41	41
	9月以上12月未滿	42	62	42	42	42	42	42	42
	12月以上	43	63	43	43	43	43	43	43
40	3月未滿	40	60	40	40	40	40	40	40
	3月以上6月未滿	41	61	41	41	41	41	41	41
	6月以上9月未滿	42	62	42	42	42	42	42	42
	9月以上12月未滿	43	63	43	43	43	43	43	43
	12月以上	44	64	44	44	44	44	44	44
41	3月未滿	41	61	41	41	41	41	41	41
	3月以上6月未滿	42	62	42	42	42	42	42	42
	6月以上9月未滿	43	63	43	43	43	43	43	43
	9月以上12月未滿	44	64	44	44	44	44	44	44
	12月以上	45	65	45	45	45	45	45	45
42	3月未滿	42	62	42	42	42	42	42	42
	3月以上6月未滿	43	63	43	43	43	43	43	43
	6月以上9月未滿	44	64	44	44	44	44	44	44
	9月以上12月未滿	45	65	45	45	45	45	45	45

	12月以上	46	66	46	46	46	46	46	46
43	3月未満	43	63	43	43	43	43	43	43
	3月以上6月未満	44	64	44	44	44	44	44	44
	6月以上9月未満	45	65	45	45	45	45	45	45
	9月以上12月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
	12月以上	47	67	47	47	47	47	47	47
	44	3月未満	44	64	44	44	44	44	44
3月以上6月未満		45	65	45	45	45	45	45	45
6月以上9月未満		46	66	46	46	46	46	46	46
9月以上12月未満		47	67	47	47	47	47	47	47
12月以上		48	68	48	48	48	48	48	48
45	3月未満	45	65	45	45	45	45	45	45
	3月以上6月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
	6月以上9月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
	9月以上12月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
	12月以上	49	69	49	49	49	49	49	49
46	3月未満	46	66	46	46	46	46	46	46
	3月以上6月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
	6月以上9月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
	9月以上12月未満	49	69	49	49	49	49	49	49
	12月以上	50	70	50	50	50	50	50	50
47	3月未満	47	67	47	47	47	47	47	47
	3月以上6月未満	48	68	48	48	48	48	48	48
	6月以上9月未満	49	69	49	49	49	49	49	49
	9月以上12月未満	50	70	50	50	50	50	50	50
	12月以上	51	71	51	51	51	51	51	51

48	3月未滿	48	68	48	48	48	48	48	48
	3月以上6月未滿	49	69	49	49	49	49	49	49
	6月以上9月未滿	50	70	50	50	50	50	50	50
	9月以上12月未滿	51	71	51	51	51	51	51	51
	12月以上	52	72	52	52	52	52	52	52
49	3月未滿	49	69	49	49	49	49	49	49
	3月以上6月未滿	50	70	50	50	50	50	50	50
	6月以上9月未滿	51	71	51	51	51	51	51	51
	9月以上12月未滿	52	72	52	52	52	52	52	52
	12月以上	53	73	53	53	53	53	53	53
50	3月未滿	50	70	50	50	50	50	50	50
	3月以上6月未滿	51	71	51	51	51	51	51	51
	6月以上9月未滿	52	72	52	52	52	52	52	52
	9月以上12月未滿	53	73	53	53	53	53	53	53
	12月以上	54	74	54	54	54	54	54	54
51	3月未滿	51	71	51	51	51	51	51	51
	3月以上6月未滿	52	72	52	52	52	52	52	52
	6月以上9月未滿	53	73	53	53	53	53	53	53
	9月以上12月未滿	54	74	54	54	54	54	54	54
	12月以上	55	75	55	55	55	55	55	55
52	3月未滿	52	72	52	52	52	52	52	52
	3月以上6月未滿	53	73	53	53	53	53	53	53
	6月以上9月未滿	54	74	54	54	54	54	54	54
	9月以上12月未滿	55	75	55	55	55	55	55	55
	12月以上	56	76	56	56	56	56	56	56
53	3月未滿	53	73	53	53	53	53	53	53

	3 月以上 6 月未滿	54	74	54	54	54	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	75	55	55	55	55	55	55
	9 月以上12月未滿	56	76	56	56	56	56	56	56
	12月以上	57	77	57	57	57	57	57	57
54	3 月未滿	54	74	54	54	54	54	54	54
	3 月以上 6 月未滿	55	75	55	55	55	55	55	55
	6 月以上 9 月未滿	56	76	56	56	56	56	56	56
	9 月以上12月未滿	57	77	57	57	57	57	57	57
	12月以上	58	78	58	58	58	58	58	58
55	3 月未滿	55	75	55	55	55	55	55	55
	3 月以上 6 月未滿	56	76	56	56	56	56	56	56
	6 月以上 9 月未滿	57	77	57	57	57	57	57	57
	9 月以上12月未滿	58	78	58	58	58	58	58	58
	12月以上	59	79	59	59	59	59	59	59
56	3 月未滿	56	76	56	56	56	56	56	56
	3 月以上 6 月未滿	57	77	57	57	57	57	57	57
	6 月以上 9 月未滿	58	78	58	58	58	58	58	58
	9 月以上12月未滿	59	79	59	59	59	59	59	59
	12月以上	60	80	60	60	60	60	60	60
57	3 月未滿	57	77	57	57	57	57	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	78	58	58	58	58	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	79	59	59	59	59	59	59
	9 月以上12月未滿	60	80	60	60	60	60	60	60
	12月以上	61	81	61	61	61	61	61	61
58	3 月未滿	58	78	58	58	58	58	58	58
	3 月以上 6 月未滿	59	79	59	59	59	59	59	59

	6 月以上 9 月未滿	60	80	60	60	60	60	60	60
	9 月以上 12 月未滿	61	81	61	61	61	61	61	61
	12 月以上	62	82	62	62	62	62	62	62
59	3 月未滿	59	79	59	59	59	59	59	59
	3 月以上 6 月未滿	60	80	60	60	60	60	60	60
	6 月以上 9 月未滿	61	81	61	61	61	61	61	61
	9 月以上 12 月未滿	62	82	62	62	62	62	62	62
	12 月以上	63	83	63	63	63	63	63	63
60	3 月未滿	60	80	60	60	60	60	60	60
	3 月以上 6 月未滿	61	81	61	61	61	61	61	61
	6 月以上 9 月未滿	62	82	62	62	62	62	62	62
	9 月以上 12 月未滿	63	83	63	63	63	63	63	63
	12 月以上	64	84	64	64	64	64	64	64
61	3 月未滿	61	81	61	61	61	61	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	82	62	62	62	62	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	83	63	63	63	63	63	63
	9 月以上 12 月未滿	64	84	64	64	64	64	64	64
	12 月以上	65	85	65	65	65	65	65	65
62	3 月未滿	62	82	62	62	62	62	62	62
	3 月以上 6 月未滿	63	83	63	63	63	63	63	63
	6 月以上 9 月未滿	64	84	64	64	64	64	64	64
	9 月以上 12 月未滿	65	85	65	65	65	65	65	65
	12 月以上	66	86	66	66	66	66	66	66
63	3 月未滿	63	83	63	63	63	63	63	63
	3 月以上 6 月未滿	64	84	64	64	64	64	64	64
	6 月以上 9 月未滿	65	85	65	65	65	65	65	65

	9月以上12月未滿	66	86	66	66	66	66	66	66
	12月以上	67	87	67	67	67	67	67	67
64	3月未滿	64	84	64	64	64	64	64	64
	3月以上6月未滿	65	85	65	65	65	65	65	65
	6月以上9月未滿	66	86	66	66	66	66	66	66
	9月以上12月未滿	67	87	67	67	67	67	67	67
	12月以上	68	88	68	68	68	68	68	68
65	3月未滿	65	85	65	65	65	65	65	65
	3月以上6月未滿	66	86	66	66	66	66	66	66
	6月以上9月未滿	67	87	67	67	67	67	67	67
	9月以上12月未滿	68	88	68	68	68	68	68	68
	12月以上	69	89	69	69	69	69	69	69
66	3月未滿	66	86	66	66	66	66	66	66
	3月以上6月未滿	67	87	67	67	67	67	67	67
	6月以上9月未滿	68	88	68	68	68	68	68	68
	9月以上12月未滿	69	89	69	69	69	69	69	69
	12月以上	70	90	70	70	70	70	70	70
67	3月未滿	67	87	67	67	67	67	67	67
	3月以上6月未滿	68	88	68	68	68	68	68	68
	6月以上9月未滿	69	89	69	69	69	69	69	69
	9月以上12月未滿	70	90	70	70	70	70	70	70
	12月以上	71	91	71	71	71	71	71	71
68	3月未滿	68	88	68	68	68	68	68	68
	3月以上6月未滿	69	89	69	69	69	69	69	69
	6月以上9月未滿	70	90	70	70	70	70	70	70
	9月以上12月未滿	71	91	71	71	71	71	71	71

	12月以上	72	92	72	72	72	72	72	72
69	3月未満	69	89	69	69	69	69	69	69
	3月以上6月未満	70	90	70	70	70	70	70	70
	6月以上9月未満	71	91	71	71	71	71	71	71
	9月以上12月未満	72	92	72	72	72	72	72	72
	12月以上	73	93	73	73	73	73	73	73
	70	3月未満	69	90	70	70	70	70	70
3月以上6月未満		70	91	71	71	71	71	71	71
6月以上9月未満		71	92	72	72	72	72	72	72
9月以上12月未満		72	93	73	73	73	73	73	73
12月以上		73	94	74	74	74	74	74	73
71	3月未満	70	91	71	71	71	71	71	71
	3月以上6月未満	71	92	72	72	72	72	72	72
	6月以上9月未満	72	93	73	73	73	73	73	73
	9月以上12月未満	73	94	74	74	74	74	74	73
	12月以上	74	95	75	75	75	75	75	73
72	3月未満	70	92	72	72	72	72	72	72
	3月以上6月未満	71	93	73	73	73	73	73	73
	6月以上9月未満	72	94	74	74	74	74	74	73
	9月以上12月未満	73	95	75	75	75	75	75	73
	12月以上	74	96	76	76	76	76	76	73
73	3月未満	71	93	73	73	73	73	73	73
	3月以上6月未満	72	94	74	74	74	74	74	73
	6月以上9月未満	73	95	75	75	75	75	75	73
	9月以上12月未満	74	96	76	76	76	76	76	73
	12月以上	75	97	77	77	77	77	77	73

74	3月未満	71	94	74	74	74	74	74
	3月以上6月未満	72	95	75	75	75	75	75
	6月以上9月未満	73	96	76	76	76	76	76
	9月以上12月未満	74	97	77	77	77	77	77
	12月以上	75	98	78	78	78	78	78
75	3月未満	72	95	75	75	75	75	75
	3月以上6月未満	73	96	76	76	76	76	76
	6月以上9月未満	74	97	77	77	77	77	77
	9月以上12月未満	75	98	78	78	78	78	78
	12月以上	76	99	79	79	79	79	79
76	3月未満	72	96	76	76	76	76	76
	3月以上6月未満	73	97	77	77	77	77	77
	6月以上9月未満	74	98	78	78	78	78	78
	9月以上12月未満	75	99	79	79	79	79	79
	12月以上	76	100	80	80	80	80	80
77	3月未満	73	97	77	77	77	77	77
	3月以上6月未満	74	98	78	78	78	78	78
	6月以上9月未満	75	99	79	79	79	79	79
	9月以上12月未満	76	100	80	80	80	80	80
	12月以上	77	101	81	81	81	81	81
78	3月未満	74	98	78	78	78	78	78
	3月以上6月未満	75	99	79	79	79	79	79
	6月以上9月未満	76	100	80	80	80	80	80
	9月以上12月未満	77	101	81	81	81	81	81
	12月以上	78	102	82	82	82	82	82
79	3月未満	75	99	79	79	79	79	79

	3 月以上 6 月未滿	76	100	80	80	80	80	80
	6 月以上 9 月未滿	77	101	81	81	81	81	81
	9 月以上12月未滿	78	102	82	82	82	82	82
	12月以上	79	103	83	83	83	83	83
80	3 月未滿	76	100	80	80	80	80	80
	3 月以上 6 月未滿	77	101	81	81	81	81	81
	6 月以上 9 月未滿	78	102	82	82	82	82	82
	9 月以上12月未滿	79	103	83	83	83	83	83
	12月以上	80	104	84	84	84	84	84
81	3 月未滿	77	101	81	81	81	81	81
	3 月以上 6 月未滿	78	102	82	82	82	82	82
	6 月以上 9 月未滿	79	103	83	83	83	83	83
	9 月以上12月未滿	80	104	84	84	84	84	84
	12月以上	81	105	85	85	85	85	85
82	3 月未滿	78	102	82	82	82	82	82
	3 月以上 6 月未滿	79	103	83	83	83	83	83
	6 月以上 9 月未滿	80	104	84	84	84	84	84
	9 月以上12月未滿	81	105	85	85	85	85	85
	12月以上	82	106	86	86	86	86	85
83	3 月未滿	79	103	83	83	83	83	83
	3 月以上 6 月未滿	80	104	84	84	84	84	84
	6 月以上 9 月未滿	81	105	85	85	85	85	85
	9 月以上12月未滿	82	106	86	86	86	86	85
	12月以上	83	107	87	87	87	87	85
84	3 月未滿	80	104	84	84	84	84	84
	3 月以上 6 月未滿	81	105	85	85	85	85	85

	6 月以上 9 月未滿	82	106	86	86	86	86	85	
	9 月以上12月未滿	83	107	87	87	87	87	85	
	12月以上	84	108	88	88	88	88	85	
85	3 月未滿	81	105	85	85	85	85	85	
	3 月以上 6 月未滿	82	106	86	86	86	86	85	
	6 月以上 9 月未滿	83	107	87	87	87	87	85	
	9 月以上12月未滿	84	108	88	88	88	88	85	
	12月以上	85	109	89	89	89	89	85	
86	3 月未滿	82	106	86	86	86	86		
	3 月以上 6 月未滿	83	107	87	87	87	87		
	6 月以上 9 月未滿	84	108	88	88	88	88		
	9 月以上12月未滿	85	109	89	89	89	89		
	12月以上	86	110	90	90	90	90		
87	3 月未滿	83	107	87	87	87	87		
	3 月以上 6 月未滿	84	108	88	88	88	88		
	6 月以上 9 月未滿	85	109	89	89	89	89		
	9 月以上12月未滿	86	110	90	90	90	90		
	12月以上	87	111	91	91	91	91		
88	3 月未滿	84	108	88	88	88	88		
	3 月以上 6 月未滿	85	109	89	89	89	89		
	6 月以上 9 月未滿	86	110	90	90	90	90		
	9 月以上12月未滿	87	111	91	91	91	91		
	12月以上	88	112	92	92	92	92		
89	3 月未滿	85	109	89	89	89	89		
	3 月以上 6 月未滿	86	110	90	90	90	90		
	6 月以上 9 月未滿	87	111	91	91	91	91		

	9月以上12月未滿	88	112	92	92	92	92		
	12月以上	89	113	93	93	93	93		
90	3月未滿	85	110	90	90	90	90		
	3月以上6月未滿	86	111	91	91	91	91		
	6月以上9月未滿	87	112	92	92	92	92		
	9月以上12月未滿	88	113	93	93	93	93		
	12月以上	89	114	94	94	94	94		
91	3月未滿	86	111	91	91	91	91		
	3月以上6月未滿	87	112	92	92	92	92		
	6月以上9月未滿	88	113	93	93	93	93		
	9月以上12月未滿	89	114	94	94	94	94		
	12月以上	90	115	95	95	95	95		
92	3月未滿	86	112	92	92	92	92		
	3月以上6月未滿	87	113	93	93	93	93		
	6月以上9月未滿	88	114	94	94	94	94		
	9月以上12月未滿	89	115	95	95	95	95		
	12月以上	90	116	96	96	96	96		
93	3月未滿	87	113	93	93	93	93		
	3月以上6月未滿	88	114	94	94	94	94		
	6月以上9月未滿	89	115	95	95	95	95		
	9月以上12月未滿	90	116	96	96	96	96		
	12月以上	91	117	97	97	97	97		
94	3月未滿	87	114	94	94	94	94		
	3月以上6月未滿	88	115	95	95	95	95		
	6月以上9月未滿	89	116	96	96	96	96		
	9月以上12月未滿	90	117	97	97	97	97		

	12月以上	91	118	98	98	98	98		
95	3月未満	88	115	95	95	95	95		
	3月以上6月未満	89	116	96	96	96	96		
	6月以上9月未満	90	117	97	97	97	97		
	9月以上12月未満	91	118	98	98	98	98		
	12月以上	92	119	99	99	99	99		
	96	3月未満	88	116	96	96	96	96	
3月以上6月未満		89	117	97	97	97	97		
6月以上9月未満		90	118	98	98	98	98		
9月以上12月未満		91	119	99	99	99	99		
12月以上		92	120	100	100	100	100		
97	3月未満	89	117	97	97	97	97		
	3月以上6月未満	90	118	98	98	98	98		
	6月以上9月未満	91	119	99	99	99	99		
	9月以上12月未満	92	120	100	100	100	100		
	12月以上	93	121	101	101	101	101		
98	3月未満	90	118	98	98	98	98		
	3月以上6月未満	91	119	99	99	99	99		
	6月以上9月未満	92	120	100	100	100	100		
	9月以上12月未満	93	121	101	101	101	101		
	12月以上	94	122	102	102	102	102		
99	3月未満	91	119	99	99	99	99		
	3月以上6月未満	92	120	100	100	100	100		
	6月以上9月未満	93	121	101	101	101	101		
	9月以上12月未満	94	122	102	102	102	102		
	12月以上	95	123	103	103	103	103		

100	3月未満	92	120	100	100	100	100		
	3月以上6月未満	93	121	101	101	101	101		
	6月以上9月未満	94	122	102	102	102	102		
	9月以上12月未満	95	123	103	103	103	103		
	12月以上	96	124	104	104	104	104		
101	3月未満	93	121	101	101	101	101		
	3月以上6月未満	94	122	102	102	102	102		
	6月以上9月未満	95	123	103	103	103	103		
	9月以上12月未満	96	124	104	104	104	104		
	12月以上	97	125	105	105	105	105		
102	3月未満		122	102	102	102	102		
	3月以上6月未満		123	103	103	103	103		
	6月以上9月未満		124	104	104	104	104		
	9月以上12月未満		125	105	105	105	105		
	12月以上		126	106	106	106	106		
103	3月未満		123	103	103	103	103		
	3月以上6月未満		124	104	104	104	104		
	6月以上9月未満		125	105	105	105	105		
	9月以上12月未満		126	106	106	106	106		
	12月以上		127	107	107	107	107		
104	3月未満		124	104	104	104	104		
	3月以上6月未満		125	105	105	105	105		
	6月以上9月未満		126	106	106	106	106		
	9月以上12月未満		127	107	107	107	107		
	12月以上		128	108	108	108	108		
105	3月未満		125	105	105	105	105		

	3 月以上 6 月未滿		126	106	106	106	106		
	6 月以上 9 月未滿		127	107	107	107	107		
	9 月以上12月未滿		128	108	108	108	108		
	12月以上		129	109	109	109	109		
106	3 月未滿		126	106	106	106	106		
	3 月以上 6 月未滿		127	107	107	107	107		
	6 月以上 9 月未滿		128	108	108	108	108		
	9 月以上12月未滿		129	109	109	109	109		
	12月以上		130	110	110	110	109		
107	3 月未滿		127	107	107	107	107		
	3 月以上 6 月未滿		128	108	108	108	108		
	6 月以上 9 月未滿		129	109	109	109	109		
	9 月以上12月未滿		130	110	110	110	109		
	12月以上		131	111	111	111	109		
108	3 月未滿		128	108	108	108	108		
	3 月以上 6 月未滿		129	109	109	109	109		
	6 月以上 9 月未滿		130	110	110	110	109		
	9 月以上12月未滿		131	111	111	111	109		
	12月以上		132	112	112	112	109		
109	3 月未滿		129	109	109	109	109		
	3 月以上 6 月未滿		130	110	110	110	109		
	6 月以上 9 月未滿		131	111	111	111	109		
	9 月以上12月未滿		132	112	112	112	109		
	12月以上		133	113	113	113	109		
110	3 月未滿		130	110	110	110			
	3 月以上 6 月未滿		131	111	111	111			

	6 月以上 9 月未滿		132	112	112	112			
	9 月以上12月未滿		133	113	113	113			
	12月以上		134	114	114	114			
111	3 月未滿		131	111	111	111			
	3 月以上 6 月未滿		132	112	112	112			
	6 月以上 9 月未滿		133	113	113	113			
	9 月以上12月未滿		134	114	114	114			
	12月以上		135	115	115	115			
112	3 月未滿		132	112	112	112			
	3 月以上 6 月未滿		133	113	113	113			
	6 月以上 9 月未滿		134	114	114	114			
	9 月以上12月未滿		135	115	115	115			
	12月以上		136	116	116	116			
113	3 月未滿		133	113	113	113			
	3 月以上 6 月未滿		134	114	114	114			
	6 月以上 9 月未滿		135	115	115	115			
	9 月以上12月未滿		136	116	116	116			
	12月以上		137	117	117	117			
114	3 月未滿		134	114	114	114			
	3 月以上 6 月未滿		135	115	115	115			
	6 月以上 9 月未滿		136	116	116	116			
	9 月以上12月未滿		137	117	117	117			
	12月以上		138	118	118	118			
115	3 月未滿		135	115	115	115			
	3 月以上 6 月未滿		136	116	116	116			
	6 月以上 9 月未滿		137	117	117	117			

	9月以上12月未滿		138	118	118	118			
	12月以上		139	119	119	119			
116	3月未滿		136	116	116	116			
	3月以上6月未滿		137	117	117	117			
	6月以上9月未滿		138	118	118	118			
	9月以上12月未滿		139	119	119	119			
	12月以上		140	120	120	120			
117	3月未滿		137	117	117	117			
	3月以上6月未滿		137	118	118	118			
	6月以上9月未滿		137	119	119	119			
	9月以上12月未滿		137	120	120	120			
	12月以上		137	121	121	121			
118	3月未滿		138	118	118	118			
	3月以上6月未滿		139	119	119	119			
	6月以上9月未滿		140	120	120	120			
	9月以上12月未滿		141	121	121	121			
	12月以上		142	122	122	122			
119	3月未滿		139	119	119	119			
	3月以上6月未滿		140	120	120	120			
	6月以上9月未滿		141	121	121	121			
	9月以上12月未滿		142	123	123	123			
	12月以上		143	124	124	124			
120	3月未滿		140	120	120	120			
	3月以上6月未滿		141	121	121	121			
	6月以上9月未滿		142	122	122	122			
	9月以上12月未滿		143	123	123	123			

	12月以上		144	124	124	124			
121	3月未満		141	121	121	121			
	3月以上6月未満		142	122	122	122			
	6月以上9月未満		143	123	123	123			
	9月以上12月未満		144	124	124	124			
	12月以上		145	125	125	125			
122	3月未満		142	122	122	122			
	3月以上6月未満		143	123	123	123			
	6月以上9月未満		144	124	124	124			
	9月以上12月未満		145	125	125	125			
	12月以上		146	126	126	125			
123	3月未満		143	123	123	123			
	3月以上6月未満		144	124	124	124			
	6月以上9月未満		145	125	125	125			
	9月以上12月未満		146	126	126	125			
	12月以上		147	127	127	125			
124	3月未満		144	124	124	124			
	3月以上6月未満		145	125	125	125			
	6月以上9月未満		146	126	126	125			
	9月以上12月未満		147	127	127	125			
	12月以上		148	128	128	125			
125	3月未満		145	125	125	125			
	3月以上6月未満		146	126	126	125			
	6月以上9月未満		147	127	127	125			
	9月以上12月未満		148	128	128	125			
	12月以上		149	129	129	125			

126	3月未満		146	126	126				
	3月以上6月未満		147	127	127				
	6月以上9月未満		148	128	128				
	9月以上12月未満		149	129	129				
	12月以上		150	130	130				
127	3月未満		147	127	127				
	3月以上6月未満		148	128	128				
	6月以上9月未満		149	129	129				
	9月以上12月未満		150	129	130				
	12月以上		151	129	131				
128	3月未満		148	128	128				
	3月以上6月未満		149	129	129				
	6月以上9月未満		150	129	130				
	9月以上12月未満		151	129	131				
	12月以上		152	129	132				
129	3月未満		149	129	129				
	3月以上6月未満		150	129	130				
	6月以上9月未満		151	129	131				
	9月以上12月未満		152	129	132				
	12月以上		153	129	133				
130	3月未満		150		130				
	3月以上6月未満		151		131				
	6月以上9月未満		152		132				
	9月以上12月未満		153		133				
	12月以上		153		134				
131	3月未満		151		131				

	3 月以上 6 月未滿		152		132				
	6 月以上 9 月未滿		153		133				
	9 月以上12月未滿		153		134				
	12月以上		153		135				
132	3 月未滿		152		132				
	3 月以上 6 月未滿		153		133				
	6 月以上 9 月未滿		153		134				
	9 月以上12月未滿		153		135				
	12月以上		153		136				
133	3 月未滿		153		133				
	3 月以上 6 月未滿		153		134				
	6 月以上 9 月未滿		153		135				
	9 月以上12月未滿		153		136				
	12月以上		153		137				
134	3 月未滿				134				
	3 月以上 6 月未滿				135				
	6 月以上 9 月未滿				136				
	9 月以上12月未滿				137				
	12月以上				138				
135	3 月未滿				135				
	3 月以上 6 月未滿				136				
	6 月以上 9 月未滿				137				
	9 月以上12月未滿				138				
	12月以上				139				
136	3 月未滿				136				
	3 月以上 6 月未滿				137				

	6 月以上 9 月未滿				138				
	9 月以上12月未滿				139				
	12月以上				140				
137	3 月未滿				137				
	3 月以上 6 月未滿				138				
	6 月以上 9 月未滿				139				
	9 月以上12月未滿				140				
	12月以上				141				
138	3 月未滿				138				
	3 月以上 6 月未滿				139				
	6 月以上 9 月未滿				140				
	9 月以上12月未滿				141				
	12月以上				141				
139	3 月未滿				139				
	3 月以上 6 月未滿				140				
	6 月以上 9 月未滿				141				
	9 月以上12月未滿				141				
	12月以上				141				
140	3 月未滿				140				
	3 月以上 6 月未滿				141				
	6 月以上 9 月未滿				141				
	9 月以上12月未滿				141				
	12月以上				141				
141	3 月未滿				141				
	3 月以上 6 月未滿				141				
	6 月以上 9 月未滿				141				

	9月以上12月未満				141				
	12月以上				141				

一般職給料表(2)の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	旧級	1級	2級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	2
	6月以上9月未満	3	3
	9月以上12月未満	4	4
	12月以上	5	5
2	3月未満	2	2
	3月以上6月未満	3	3
	6月以上9月未満	4	4
	9月以上12月未満	5	5
	12月以上	6	6
3	3月未満	3	3
	3月以上6月未満	4	4
	6月以上9月未満	5	5
	9月以上12月未満	6	6
	12月以上	7	7
4	3月未満	4	4
	3月以上6月未満	5	5
	6月以上9月未満	6	6
	9月以上12月未満	7	7
	12月以上	8	8
5	3月未満	5	5

	3 月以上 6 月未滿	6	6
	6 月以上 9 月未滿	7	7
	9 月以上 12 月未滿	8	8
	12 月以上	9	9
6	3 月未滿	6	6
	3 月以上 6 月未滿	7	7
	6 月以上 9 月未滿	8	8
	9 月以上 12 月未滿	9	9
	12 月以上	10	10
7	3 月未滿	7	7
	3 月以上 6 月未滿	8	8
	6 月以上 9 月未滿	9	9
	9 月以上 12 月未滿	10	10
	12 月以上	11	11
8	3 月未滿	8	8
	3 月以上 6 月未滿	9	9
	6 月以上 9 月未滿	10	10
	9 月以上 12 月未滿	11	11
	12 月以上	12	12
9	3 月未滿	9	9
	3 月以上 6 月未滿	10	10
	6 月以上 9 月未滿	11	11
	9 月以上 12 月未滿	12	12
	12 月以上	13	13
10	3 月未滿	10	10
	3 月以上 6 月未滿	11	11

	6 月以上 9 月未滿	12	12
	9 月以上12月未滿	13	13
	12月以上	14	14
11	3 月未滿	11	11
	3 月以上 6 月未滿	12	12
	6 月以上 9 月未滿	13	13
	9 月以上12月未滿	14	14
	12月以上	15	15
12	3 月未滿	12	12
	3 月以上 6 月未滿	13	13
	6 月以上 9 月未滿	14	14
	9 月以上12月未滿	15	15
	12月以上	16	16
13	3 月未滿	13	13
	3 月以上 6 月未滿	14	14
	6 月以上 9 月未滿	15	15
	9 月以上12月未滿	16	16
	12月以上	17	17
14	3 月未滿	14	14
	3 月以上 6 月未滿	15	15
	6 月以上 9 月未滿	16	16
	9 月以上12月未滿	17	17
	12月以上	18	18
15	3 月未滿	15	15
	3 月以上 6 月未滿	16	16
	6 月以上 9 月未滿	17	17

	9月以上12月未滿	18	18
	12月以上	19	19
16	3月未滿	16	16
	3月以上6月未滿	17	17
	6月以上9月未滿	18	18
	9月以上12月未滿	19	19
	12月以上	20	20
17	3月未滿	17	17
	3月以上6月未滿	18	18
	6月以上9月未滿	19	19
	9月以上12月未滿	20	20
	12月以上	21	21
18	3月未滿	18	18
	3月以上6月未滿	19	19
	6月以上9月未滿	20	20
	9月以上12月未滿	21	21
	12月以上	22	22
19	3月未滿	19	19
	3月以上6月未滿	20	20
	6月以上9月未滿	21	21
	9月以上12月未滿	22	22
	12月以上	23	23
20	3月未滿	20	20
	3月以上6月未滿	21	21
	6月以上9月未滿	22	22
	9月以上12月未滿	23	23

	12月以上	24	24
21	3月未満	21	21
	3月以上6月未満	22	22
	6月以上9月未満	23	23
	9月以上12月未満	24	24
	12月以上	25	25
	22	3月未満	22
3月以上6月未満		23	23
6月以上9月未満		24	24
9月以上12月未満		25	25
12月以上		26	26
23	3月未満	23	23
	3月以上6月未満	24	24
	6月以上9月未満	25	25
	9月以上12月未満	26	26
	12月以上	27	27
24	3月未満	24	24
	3月以上6月未満	25	25
	6月以上9月未満	26	26
	9月以上12月未満	27	27
	12月以上	28	28
25	3月未満	25	25
	3月以上6月未満	26	26
	6月以上9月未満	27	27
	9月以上12月未満	28	28
	12月以上	29	29

26	3月未滿	26	26
	3月以上6月未滿	27	27
	6月以上9月未滿	28	28
	9月以上12月未滿	29	29
	12月以上	30	30
27	3月未滿	27	27
	3月以上6月未滿	28	28
	6月以上9月未滿	29	29
	9月以上12月未滿	30	30
	12月以上	31	31
28	3月未滿	28	28
	3月以上6月未滿	29	29
	6月以上9月未滿	30	30
	9月以上12月未滿	31	31
	12月以上	32	32
29	3月未滿	29	29
	3月以上6月未滿	30	30
	6月以上9月未滿	31	31
	9月以上12月未滿	32	32
	12月以上	33	33
30	3月未滿	30	30
	3月以上6月未滿	31	31
	6月以上9月未滿	32	32
	9月以上12月未滿	33	33
	12月以上	34	34
31	3月未滿	31	31

	3 月以上 6 月未滿	32	32
	6 月以上 9 月未滿	33	33
	9 月以上12月未滿	34	34
	12月以上	35	35
32	3 月未滿	32	32
	3 月以上 6 月未滿	33	33
	6 月以上 9 月未滿	34	34
	9 月以上12月未滿	35	35
	12月以上	36	36
33	3 月未滿	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	35
	9 月以上12月未滿	36	36
	12月以上	37	37
34	3 月未滿	34	34
	3 月以上 6 月未滿	35	35
	6 月以上 9 月未滿	36	36
	9 月以上12月未滿	37	37
	12月以上	38	38
35	3 月未滿	35	35
	3 月以上 6 月未滿	36	36
	6 月以上 9 月未滿	37	37
	9 月以上12月未滿	38	38
	12月以上	39	39
36	3 月未滿	36	36
	3 月以上 6 月未滿	37	37

	6 月以上 9 月未滿	38	38
	9 月以上12月未滿	39	39
	12月以上	40	40
37	3 月未滿	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	39
	9 月以上12月未滿	40	40
	12月以上	41	41
38	3 月未滿	38	38
	3 月以上 6 月未滿	39	39
	6 月以上 9 月未滿	40	40
	9 月以上12月未滿	41	41
	12月以上	42	42
39	3 月未滿	39	39
	3 月以上 6 月未滿	40	40
	6 月以上 9 月未滿	41	41
	9 月以上12月未滿	42	42
	12月以上	43	43
40	3 月未滿	40	40
	3 月以上 6 月未滿	41	41
	6 月以上 9 月未滿	42	42
	9 月以上12月未滿	43	43
	12月以上	44	44
41	3 月未滿	41	41
	3 月以上 6 月未滿	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43

	9月以上12月未滿	44	44
	12月以上	45	45
42	3月未滿	42	42
	3月以上6月未滿	43	43
	6月以上9月未滿	44	44
	9月以上12月未滿	45	45
	12月以上	46	46
43	3月未滿	43	43
	3月以上6月未滿	44	44
	6月以上9月未滿	45	45
	9月以上12月未滿	46	46
	12月以上	47	47
44	3月未滿	44	44
	3月以上6月未滿	45	45
	6月以上9月未滿	46	46
	9月以上12月未滿	47	47
	12月以上	48	48
45	3月未滿	45	45
	3月以上6月未滿	46	46
	6月以上9月未滿	47	47
	9月以上12月未滿	48	48
	12月以上	49	49
46	3月未滿	46	46
	3月以上6月未滿	47	47
	6月以上9月未滿	48	48
	9月以上12月未滿	49	49

	12月以上	50	50
47	3月未満	47	47
	3月以上6月未満	48	48
	6月以上9月未満	49	49
	9月以上12月未満	50	50
	12月以上	51	51
48	3月未満	48	48
	3月以上6月未満	49	49
	6月以上9月未満	50	50
	9月以上12月未満	51	51
	12月以上	52	52
49	3月未満	49	49
	3月以上6月未満	50	50
	6月以上9月未満	51	51
	9月以上12月未満	52	52
	12月以上	53	53
50	3月未満	50	50
	3月以上6月未満	51	51
	6月以上9月未満	52	52
	9月以上12月未満	53	53
	12月以上	54	54
51	3月未満	51	51
	3月以上6月未満	52	52
	6月以上9月未満	53	53
	9月以上12月未満	54	54
	12月以上	55	55

52	3月未満	52	52
	3月以上6月未満	53	53
	6月以上9月未満	54	54
	9月以上12月未満	55	55
	12月以上	56	56
53	3月未満	53	53
	3月以上6月未満	54	54
	6月以上9月未満	55	55
	9月以上12月未満	56	56
	12月以上	57	57
54	3月未満	54	54
	3月以上6月未満	55	55
	6月以上9月未満	56	56
	9月以上12月未満	57	57
	12月以上	58	58
55	3月未満	55	55
	3月以上6月未満	56	56
	6月以上9月未満	57	57
	9月以上12月未満	58	58
	12月以上	59	59
56	3月未満	56	56
	3月以上6月未満	57	57
	6月以上9月未満	58	58
	9月以上12月未満	59	59
	12月以上	60	60
57	3月未満	57	57

	3 月以上 6 月未滿	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59
	9 月以上 12 月未滿	60	60
	12 月以上	61	61
58	3 月未滿	58	58
	3 月以上 6 月未滿	59	59
	6 月以上 9 月未滿	60	60
	9 月以上 12 月未滿	61	61
	12 月以上	62	62
59	3 月未滿	59	59
	3 月以上 6 月未滿	60	60
	6 月以上 9 月未滿	61	61
	9 月以上 12 月未滿	62	62
	12 月以上	63	63
60	3 月未滿	60	60
	3 月以上 6 月未滿	61	61
	6 月以上 9 月未滿	62	62
	9 月以上 12 月未滿	63	63
	12 月以上	64	64
61	3 月未滿	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63
	9 月以上 12 月未滿	64	64
	12 月以上	65	65
62	3 月未滿	62	62
	3 月以上 6 月未滿	63	63

	6 月以上 9 月未滿	64	64
	9 月以上12月未滿	65	65
	12月以上	66	66
63	3 月未滿	63	63
	3 月以上 6 月未滿	64	64
	6 月以上 9 月未滿	65	65
	9 月以上12月未滿	66	66
	12月以上	67	67
64	3 月未滿	64	64
	3 月以上 6 月未滿	65	65
	6 月以上 9 月未滿	66	66
	9 月以上12月未滿	67	67
	12月以上	68	68
65	3 月未滿	65	65
	3 月以上 6 月未滿	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67
	9 月以上12月未滿	68	68
	12月以上	69	69
66	3 月未滿	66	66
	3 月以上 6 月未滿	67	67
	6 月以上 9 月未滿	68	68
	9 月以上12月未滿	69	69
	12月以上	70	70
67	3 月未滿	67	67
	3 月以上 6 月未滿	68	68
	6 月以上 9 月未滿	69	69

	9月以上12月未滿	70	70
	12月以上	71	71
68	3月未滿	68	68
	3月以上6月未滿	69	69
	6月以上9月未滿	70	70
	9月以上12月未滿	71	71
	12月以上	72	72
69	3月未滿	69	69
	3月以上6月未滿	70	70
	6月以上9月未滿	71	71
	9月以上12月未滿	72	72
	12月以上	73	73
70	3月未滿	70	70
	3月以上6月未滿	71	71
	6月以上9月未滿	72	72
	9月以上12月未滿	73	73
	12月以上	74	74
71	3月未滿	71	71
	3月以上6月未滿	72	72
	6月以上9月未滿	73	73
	9月以上12月未滿	74	74
	12月以上	75	75
72	3月未滿	72	72
	3月以上6月未滿	73	73
	6月以上9月未滿	74	74
	9月以上12月未滿	75	75

	12月以上	76	76
73	3月未満	73	73
	3月以上6月未満	74	74
	6月以上9月未満	75	75
	9月以上12月未満	76	76
	12月以上	77	77
74	3月未満	74	74
	3月以上6月未満	75	75
	6月以上9月未満	76	76
	9月以上12月未満	77	77
	12月以上	78	78
75	3月未満	75	75
	3月以上6月未満	76	76
	6月以上9月未満	77	77
	9月以上12月未満	78	78
	12月以上	79	79
76	3月未満	76	76
	3月以上6月未満	77	77
	6月以上9月未満	78	78
	9月以上12月未満	79	79
	12月以上	80	80
77	3月未満	77	77
	3月以上6月未満	78	78
	6月以上9月未満	79	79
	9月以上12月未満	80	80
	12月以上	81	81

78	3月未満	78	78
	3月以上6月未満	79	79
	6月以上9月未満	80	80
	9月以上12月未満	81	81
	12月以上	82	82
79	3月未満	79	79
	3月以上6月未満	80	80
	6月以上9月未満	81	81
	9月以上12月未満	82	82
	12月以上	83	83
80	3月未満	80	80
	3月以上6月未満	81	81
	6月以上9月未満	82	82
	9月以上12月未満	83	83
	12月以上	84	84
81	3月未満	81	81
	3月以上6月未満	82	82
	6月以上9月未満	83	83
	9月以上12月未満	84	84
	12月以上	85	85
82	3月未満	82	82
	3月以上6月未満	83	83
	6月以上9月未満	84	84
	9月以上12月未満	85	85
	12月以上	86	86
83	3月未満	83	83

	3 月以上 6 月未滿	84	84
	6 月以上 9 月未滿	85	85
	9 月以上 12 月未滿	86	86
	12 月以上	87	87
84	3 月未滿	84	84
	3 月以上 6 月未滿	85	85
	6 月以上 9 月未滿	86	86
	9 月以上 12 月未滿	87	87
	12 月以上	88	88
85	3 月未滿	85	85
	3 月以上 6 月未滿	86	86
	6 月以上 9 月未滿	87	87
	9 月以上 12 月未滿	88	88
	12 月以上	89	89
86	3 月未滿	86	86
	3 月以上 6 月未滿	87	87
	6 月以上 9 月未滿	88	88
	9 月以上 12 月未滿	89	89
	12 月以上	90	90
87	3 月未滿	87	87
	3 月以上 6 月未滿	88	88
	6 月以上 9 月未滿	89	89
	9 月以上 12 月未滿	90	90
	12 月以上	91	91
88	3 月未滿	88	88
	3 月以上 6 月未滿	89	89

	6 月以上 9 月未滿	90	90
	9 月以上12月未滿	91	91
	12月以上	92	92
89	3 月未滿	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91
	9 月以上12月未滿	92	92
	12月以上	93	93
90	3 月未滿	90	90
	3 月以上 6 月未滿	91	91
	6 月以上 9 月未滿	92	92
	9 月以上12月未滿	93	93
	12月以上	94	94
91	3 月未滿	91	91
	3 月以上 6 月未滿	92	92
	6 月以上 9 月未滿	93	93
	9 月以上12月未滿	94	94
	12月以上	95	95
92	3 月未滿	92	92
	3 月以上 6 月未滿	93	93
	6 月以上 9 月未滿	94	94
	9 月以上12月未滿	95	95
	12月以上	96	96
93	3 月未滿	93	93
	3 月以上 6 月未滿	94	94
	6 月以上 9 月未滿	95	95

	9月以上12月未滿	96	96
	12月以上	97	97
94	3月未滿	94	94
	3月以上6月未滿	95	95
	6月以上9月未滿	96	96
	9月以上12月未滿	97	97
	12月以上	98	98
95	3月未滿	95	95
	3月以上6月未滿	96	96
	6月以上9月未滿	97	97
	9月以上12月未滿	98	98
	12月以上	99	99
96	3月未滿	96	96
	3月以上6月未滿	97	97
	6月以上9月未滿	98	98
	9月以上12月未滿	99	99
	12月以上	100	100
97	3月未滿	97	97
	3月以上6月未滿	98	98
	6月以上9月未滿	99	99
	9月以上12月未滿	100	100
	12月以上	101	101
98	3月未滿	98	98
	3月以上6月未滿	99	99
	6月以上9月未滿	100	100
	9月以上12月未滿	101	101

	12月以上	102	102
99	3月未滿	99	99
	3月以上6月未滿	100	100
	6月以上9月未滿	101	101
	9月以上12月未滿	102	102
	12月以上	103	103
100	3月未滿	100	100
	3月以上6月未滿	101	101
	6月以上9月未滿	102	102
	9月以上12月未滿	103	103
	12月以上	104	104
101	3月未滿	101	101
	3月以上6月未滿	102	102
	6月以上9月未滿	103	103
	9月以上12月未滿	104	104
	12月以上	105	105
102	3月未滿	102	102
	3月以上6月未滿	103	103
	6月以上9月未滿	104	104
	9月以上12月未滿	105	105
	12月以上	106	106
103	3月未滿	103	103
	3月以上6月未滿	104	104
	6月以上9月未滿	105	105
	9月以上12月未滿	106	106
	12月以上	107	107

104	3月未滿	104	104
	3月以上6月未滿	105	105
	6月以上9月未滿	106	106
	9月以上12月未滿	107	107
	12月以上	108	108
105	3月未滿	105	105
	3月以上6月未滿	106	106
	6月以上9月未滿	107	107
	9月以上12月未滿	108	108
	12月以上	109	109
106	3月未滿	106	106
	3月以上6月未滿	107	107
	6月以上9月未滿	108	108
	9月以上12月未滿	109	109
	12月以上	110	110
107	3月未滿	107	107
	3月以上6月未滿	108	108
	6月以上9月未滿	109	109
	9月以上12月未滿	110	110
	12月以上	111	111
108	3月未滿	108	108
	3月以上6月未滿	109	109
	6月以上9月未滿	110	110
	9月以上12月未滿	111	111
	12月以上	112	112
109	3月未滿	109	109

	3 月以上 6 月未滿	110	110
	6 月以上 9 月未滿	111	111
	9 月以上12月未滿	112	112
	12月以上	113	113
110	3 月未滿	110	110
	3 月以上 6 月未滿	111	111
	6 月以上 9 月未滿	112	112
	9 月以上12月未滿	113	113
	12月以上	114	114
111	3 月未滿	111	111
	3 月以上 6 月未滿	112	112
	6 月以上 9 月未滿	113	113
	9 月以上12月未滿	114	114
	12月以上	115	115
112	3 月未滿	112	112
	3 月以上 6 月未滿	113	113
	6 月以上 9 月未滿	114	114
	9 月以上12月未滿	115	115
	12月以上	116	116
113	3 月未滿	113	113
	3 月以上 6 月未滿	114	114
	6 月以上 9 月未滿	115	115
	9 月以上12月未滿	116	116
	12月以上	117	117
114	3 月未滿	114	114
	3 月以上 6 月未滿	115	115

	6 月以上 9 月未滿	116	116
	9 月以上12月未滿	117	117
	12月以上	118	118
115	3 月未滿	115	115
	3 月以上 6 月未滿	116	116
	6 月以上 9 月未滿	117	117
	9 月以上12月未滿	118	118
	12月以上	119	119
116	3 月未滿	116	116
	3 月以上 6 月未滿	117	117
	6 月以上 9 月未滿	118	118
	9 月以上12月未滿	119	119
	12月以上	120	120
117	3 月未滿	117	117
	3 月以上 6 月未滿	118	118
	6 月以上 9 月未滿	119	119
	9 月以上12月未滿	120	120
	12月以上	121	121
118	3 月未滿	118	118
	3 月以上 6 月未滿	119	119
	6 月以上 9 月未滿	120	120
	9 月以上12月未滿	121	121
	12月以上	122	122
119	3 月未滿	119	119
	3 月以上 6 月未滿	120	120
	6 月以上 9 月未滿	121	121

	9月以上12月未滿	123	123
	12月以上	124	124
120	3月未滿	120	120
	3月以上6月未滿	121	121
	6月以上9月未滿	122	122
	9月以上12月未滿	123	123
	12月以上	124	124
121	3月未滿	121	121
	3月以上6月未滿	122	122
	6月以上9月未滿	123	123
	9月以上12月未滿	124	124
	12月以上	125	125
122	3月未滿	122	122
	3月以上6月未滿	123	123
	6月以上9月未滿	124	124
	9月以上12月未滿	125	125
	12月以上	126	126
123	3月未滿	123	123
	3月以上6月未滿	124	124
	6月以上9月未滿	125	125
	9月以上12月未滿	126	126
	12月以上	127	127
124	3月未滿	124	124
	3月以上6月未滿	125	125
	6月以上9月未滿	126	126
	9月以上12月未滿	127	127

	12月以上	128	128
125	3月未満	125	125
	3月以上6月未満	126	126
	6月以上9月未満	127	127
	9月以上12月未満	128	128
	12月以上	129	129
	126	3月未満	126
3月以上6月未満		127	127
6月以上9月未満		128	128
9月以上12月未満		129	129
12月以上		130	130
127	3月未満	127	127
	3月以上6月未満	128	128
	6月以上9月未満	129	129
	9月以上12月未満	130	130
	12月以上	131	131
128	3月未満	128	128
	3月以上6月未満	129	129
	6月以上9月未満	130	130
	9月以上12月未満	131	131
	12月以上	132	132
129	3月未満	129	129
	3月以上6月未満	130	130
	6月以上9月未満	131	131
	9月以上12月未満	132	132
	12月以上	133	133

130	3月未滿	130	130
	3月以上6月未滿	131	131
	6月以上9月未滿	132	132
	9月以上12月未滿	133	133
	12月以上	134	134
131	3月未滿	131	131
	3月以上6月未滿	132	132
	6月以上9月未滿	133	133
	9月以上12月未滿	134	134
	12月以上	135	135
132	3月未滿	132	132
	3月以上6月未滿	133	133
	6月以上9月未滿	134	134
	9月以上12月未滿	135	135
	12月以上	136	136
133	3月未滿	133	133
	3月以上6月未滿	134	134
	6月以上9月未滿	135	135
	9月以上12月未滿	136	136
	12月以上	137	137
134	3月未滿	134	134
	3月以上6月未滿	135	135
	6月以上9月未滿	136	136
	9月以上12月未滿	137	137
	12月以上	138	137
135	3月未滿	135	135

	3 月以上 6 月未滿	136	136
	6 月以上 9 月未滿	137	137
	9 月以上12月未滿	138	137
	12月以上	139	137
136	3 月未滿	136	136
	3 月以上 6 月未滿	137	137
	6 月以上 9 月未滿	138	137
	9 月以上12月未滿	139	137
	12月以上	140	137
137	3 月未滿	137	137
	3 月以上 6 月未滿	138	137
	6 月以上 9 月未滿	139	137
	9 月以上12月未滿	140	137
	12月以上	141	137
138	3 月未滿	138	
	3 月以上 6 月未滿	139	
	6 月以上 9 月未滿	140	
	9 月以上12月未滿	141	
	12月以上	142	
139	3 月未滿	139	
	3 月以上 6 月未滿	140	
	6 月以上 9 月未滿	141	
	9 月以上12月未滿	142	
	12月以上	143	
140	3 月未滿	140	
	3 月以上 6 月未滿	141	

	6 月以上 9 月未滿	142	
	9 月以上12月未滿	143	
	12月以上	144	
141	3 月未滿	141	
	3 月以上 6 月未滿	142	
	6 月以上 9 月未滿	143	
	9 月以上12月未滿	144	
	12月以上	145	
142	3 月未滿	142	
	3 月以上 6 月未滿	143	
	6 月以上 9 月未滿	144	
	9 月以上12月未滿	145	
	12月以上	146	
143	3 月未滿	143	
	3 月以上 6 月未滿	144	
	6 月以上 9 月未滿	145	
	9 月以上12月未滿	146	
	12月以上	147	
144	3 月未滿	144	
	3 月以上 6 月未滿	145	
	6 月以上 9 月未滿	146	
	9 月以上12月未滿	147	
	12月以上	148	
145	3 月未滿	145	
	3 月以上 6 月未滿	146	
	6 月以上 9 月未滿	147	

	9月以上12月未滿	148	
	12月以上	149	
146	3月未滿	146	
	3月以上6月未滿	147	
	6月以上9月未滿	148	
	9月以上12月未滿	149	
	12月以上	150	
147	3月未滿	147	
	3月以上6月未滿	148	
	6月以上9月未滿	149	
	9月以上12月未滿	150	
	12月以上	151	
148	3月未滿	148	
	3月以上6月未滿	149	
	6月以上9月未滿	150	
	9月以上12月未滿	151	
	12月以上	152	
149	3月未滿	149	
	3月以上6月未滿	150	
	6月以上9月未滿	151	
	9月以上12月未滿	152	
	12月以上	153	
150	3月未滿	150	
	3月以上6月未滿	151	
	6月以上9月未滿	152	
	9月以上12月未滿	153	

	12月以上	154	
151	3月未滿	151	
	3月以上6月未滿	152	
	6月以上9月未滿	153	
	9月以上12月未滿	154	
	12月以上	155	
152	3月未滿	152	
	3月以上6月未滿	153	
	6月以上9月未滿	154	
	9月以上12月未滿	155	
	12月以上	156	
153	3月未滿	153	
	3月以上6月未滿	154	
	6月以上9月未滿	155	
	9月以上12月未滿	156	
	12月以上	157	
154	3月未滿	154	
	3月以上6月未滿	155	
	6月以上9月未滿	156	
	9月以上12月未滿	157	
	12月以上	158	
155	3月未滿	155	
	3月以上6月未滿	156	
	6月以上9月未滿	157	
	9月以上12月未滿	158	
	12月以上	159	

156	3月未満	156	
	3月以上6月未満	157	
	6月以上9月未満	158	
	9月以上12月未満	159	
	12月以上	160	
157	3月未満	157	
	3月以上6月未満	158	
	6月以上9月未満	159	
	9月以上12月未満	160	
	12月以上	161	
158	3月未満	158	
	3月以上6月未満	159	
	6月以上9月未満	160	
	9月以上12月未満	161	
	12月以上	162	
159	3月未満	159	
	3月以上6月未満	160	
	6月以上9月未満	161	
	9月以上12月未満	162	
	12月以上	163	
160	3月未満	160	
	3月以上6月未満	161	
	6月以上9月未満	162	
	9月以上12月未満	163	
	12月以上	164	
161	3月未満	161	

	3月以上6月未満	162	
	6月以上9月未満	163	
	9月以上12月未満	164	
	12月以上	165	
162	3月未満	162	
	3月以上6月未満	163	
	6月以上9月未満	164	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
163	3月未満	163	
	3月以上6月未満	164	
	6月以上9月未満	165	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
164	3月未満	164	
	3月以上6月未満	165	
	6月以上9月未満	165	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	
165	3月未満	165	
	3月以上6月未満	165	
	6月以上9月未満	165	
	9月以上12月未満	165	
	12月以上	165	

付 則（平成21年5月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年 2 月 23 日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び付則第 4 項の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用する。

（地域手当に関する暫定措置）

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の17」とあるのは「100分の14.5」とする。

（期末手当の特例措置）

- 3 新条例第22条第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、平成22年 3 月 31 日までの間、同条第 2 項中「100分の30」とあるのは「100分の15」と、同条第 4 項中「100分の15」とあるのは「100分の10」とする。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の日の前日までに臨時職員に支給された給与は、新条例第 27 条第 1 項の規定に基づき支給された給与とみなす。

付 則（平成22年12月 1 日 条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年12月 28 日 条例第 5 号）

改正 平成23年12月 27 日 条例第 3 号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

（地域手当に関する暫定措置）

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の12.5」とする。

（期末手当の特例措置）

- 3 新条例第22条第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、平成23年 3 月 31 日までの間、同条第 2 項中「100分の30」とあるのは「100分の10」と、同条第 4 項中「100分の15」とあるのは「100分の 5」とする。

付 則（平成23年 7 月 6 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年12月27日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（号俸の切替え）

2 平成24年1月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、第1条の規定による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例別表第2に掲げる一般職給料表（2）の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者の属する職務の級及びその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて付則別表に定める号俸とする。

付則別表（付則第2項関係）

一般職給料表（2）の適用を受ける職員の号俸の切替表

	1 級	2 級
旧号俸	新号俸	新号俸
1	9	1
2	10	1
3	11	1
4	12	1
5	13	1
6	14	1
7	15	1
8	15	1
9	16	1
10	17	1
11	18	1
12	18	1

13	19	1
14	20	1
15	20	1
16	21	1
17	22	1
18	23	2
19	24	3
20	25	4
21	26	5
22	27	6
23	28	7
24	29	9
25	30	10
26	31	11
27	32	12
28	33	14
29	35	15
30	36	16
31	37	17
32	38	18
33	39	19
34	40	21
35	41	22
36	42	23
37	43	24
38	45	25

39	46	26
40	47	27
41	48	28
42	50	30
43	51	31
44	52	32
45	53	33
46	54	35
47	55	36
48	56	37
49	57	39
50	58	40
51	59	41
52	61	43
53	62	45
54	63	46
55	64	48
56	65	50
57	66	51
58	68	53
59	69	55
60	70	56
61	71	58
62	72	60
63	73	62
64	74	65

65	76	67
66	77	69
67	78	72
68	79	75
69	80	78
70	81	80
71	83	83
72	84	86
73	85	90
74	86	93
75	87	96
76	88	100
77	90	103
78	91	106
79	92	110
80	93	114
81	94	116
82	95	120
83	96	123
84	97	126
85	99	129
86	100	131
87	101	134
88	102	137
89	104	139
90	105	142

91	107	145
92	108	147
93	110	149
94	112	152
95	114	154
96	116	156
97	118	159
98	121	161
99	125	163
100	128	166
101	132	167
102	136	169
103	140	171
104	144	173
105	148	175
106	152	176
107	156	178
108	160	179
109	164	180
110	168	182
111	171	183
112	175	185
113	178	186
114	181	188
115	185	189
116	188	191

117	191	192
118	193	194
119	196	196
120	198	197
121	200	199
122	202	200
123	204	202
124	206	204
125	207	205
126	210	206
127	211	208
128	213	209
129	214	211
130	216	212
131	218	214
132	219	215
133	221	216
134	223	218
135	224	219
136	226	220
137	228	222
138	229	
139	231	
140	233	
141	234	
142	236	

143	237	
144	239	
145	241	
146	242	
147	244	
148	246	
149	247	
150	249	
151	251	
152	252	
153	254	
154	255	
155	257	
156	259	
157	260	
158	262	
159	263	
160	265	
161	266	
162	267	
163	269	
164	270	
165	272	

付 則（平成24年12月28日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、付則第2項の規定

については、平成25年4月1日から施行する。

(地域手当に関する暫定措置)

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の12」とする。

(期末手当の特例措置)

- 3 新条例第22条第2項及び第4項の規定の適用については、平成25年3月31日までの間、同条第2項中「100分の30」とあるのは「100分の26」と、同条第4項中「100分の15」とあるのは、「100分の11.6」とする。

付 則 (平成25年3月25日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1に掲げる一般職給料表(1)の職員への適用について、平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員(以下「特定職員」という。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 特定職員(次項に規定する特定職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級及び切替日の前日において、その者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて付則別表第2に定める号俸とする。
- 4 特定職員のうち切替日の前日において改正前の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる一般職給料表(1)の7級の適用を受けていた特定職員の新号俸は、管理者が定める。

(給料の切替に伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額(切替日の翌日以降に受けている号俸が変わる場合は、当該変更が生じた日の前日に受けていた給料月額とこの項に規定する差額に相当する額との合計額)

に達しないこととなる特定職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額（切替日の翌日以降に受けている号俸が変わる場合には、当該変更が生じた日の前日に受けていた差額に相当する額を限度とした額）を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される特定職員に関する改正後の条例第17条第5項及び第18条第4項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第1号）付則第5項の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

（委任）

7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付則別表第1（付則第2項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
一般職給料表(1)	5級	5級
	6級	
	7級	6級

付則別表第2（付則第3項関係）

一般職給料表(1)の適用を受ける特定職員の号俸の切替表

旧号俸	旧級	5級	6級
1		1	21
2		1	22
3		1	23
4		2	24
5		3	25
6		4	26

7	5	27
8	6	28
9	7	29
10	8	30
11	9	31
12	10	32
13	11	33
14	12	33
15	13	34
16	14	35
17	15	36
18	16	37
19	17	38
20	18	40
21	19	41
22	20	42
23	21	43
24	22	44
25	23	45
26	24	47
27	25	48
28	26	49
29	27	50
30	28	51
31	29	52
32	30	53

33	31	55
34	31	56
35	32	57
36	32	58
37	33	59
38	33	60
39	34	61
40	34	63
41	35	64
42	36	66
43	37	67
44	39	69
45	40	71
46	42	73
47	43	74
48	44	76
49	45	78
50	45	79
51	46	81
52	46	82
53	47	83
54	48	84
55	49	85
56	50	86
57	51	87
58	52	88

59	52	89
60	53	90
61	54	91
62	54	92
63	55	93
64	55	94
65	56	95
66	56	96
67	56	97
68	56	97
69	57	97
70	57	97
71	58	97
72	58	97
73	59	97
74	59	97
75	60	97
76	60	97
77	61	97
78	61	97
79	61	97
80	61	97
81	62	97
82	62	97
83	63	97
84	64	97

85	64	97
86	64	
87	65	
88	66	
89	67	
90	67	
91	69	
92	69	
93	71	
94	71	
95	71	
96	72	
97	72	
98	74	
99	74	
100	74	
101	76	
102	76	
103	77	
104	77	
105	79	
106	80	
107	80	
108	81	
109	82	

付 則（平成25年12月26日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成26年4月1日

(2) 付則第3項の規定 平成27年4月1日

(地域手当に関する暫定措置)

- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の11」とする。

- 3 新条例第11条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の18」とあるのは、「100分の10」とする。

付 則(平成27年2月24日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則(平成27年3月31日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって、同日において改正前の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)別表第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)に応じ、付則別表第1及び付則別表第2の新級欄に定める職務の級と

する。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日において旧条例別表第1及び別表第2の適用を受けていた者の切替日における号俸は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じ、付則別表第1及び付則別表第2の号俸欄に定める号俸とする。

付則別表第1（付則第2項及び第3項関係）

一般職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
旧号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸
1	1	1	2	2	3	1	3	18	4	3	5	1
2	1	2	2	3	3	2	3	19	4	4	5	2
3	1	3	2	4	3	3	3	20	4	5	5	3
4	1	4	2	5	3	4	3	21	4	6	5	4
5	1	5	2	6	3	5	3	22	4	7		
6	1	6	2	7	3	6	3	23	4	8		
7	1	7	2	8	3	7	3	24	4	9		
8	1	8	2	9	3	8	3	25	4	10		
9	1	9	2	11	3	9	3	25	4	11		
10	1	10	2	12	3	10	3	26	4	12		
11	1	11	2	12	3	11	3	27	4	13		
12	1	12	2	13	3	12	3	28	4	14		
13	1	13	2	15	3	13	3	29	4	15		
14	1	14	2	16	3	14	3	30	4	16		
15	1	15	2	17	3	15	3	31	4	17		
16	1	16	2	18	3	16	3	32	4	18		

17	1	17	2	19	3	17	3	33	4	19		
18	1	18	2	20	3	18	3	34	4	20		
19	1	19	2	21	3	19	3	35	4	21		
20	1	20	2	22	3	20	3	36	4	22		
21	1	21	2	23	3	21	3	37	4	23		
22	1	22	2	24	3	22	3	38	4	24		
23	1	23	2	25	3	23	3	39	4	25		
24	1	24	2	26	3	24	3	40	4	26		
25	1	25	2	27	3	25	3	41	4	27		
26	1	26	2	28	3	26	3	42	4	28		
27	1	27	2	29	3	27	3	43	4	29		
28	1	28	2	30	3	27	3	44	4	30		
29	1	29	2	31	3	28	3	45	4	31		
30	1	30	2	32	3	29	3	46	4	32		
31	1	31	2	33	3	30	3	47	4	33		
32	1	32	2	34	3	31	3	48	4	34		
33	1	33	2	35	3	32	3	49	4	35		
34	1	34	2	36	3	33	3	49	4	36		
35	1	35	2	37	3	34	3	50	4	37		
36	1	36	2	38	3	35	3	51	4	38		
37	1	37	2	39	3	36	3	52	4	39		
38	1	38	2	40	3	37	3	53	4	40		
39	1	39	2	41	3	38	3	54	4	41		
40	1	40	2	42	3	39	3	55	4	42		
41	1	41	2	43	3	40	3	56	4	43		
42	1	42	2	44	3	41	3	57	4	44		

43	1	43	2	45	3	42	3	58	4	45		
44	1	44	2	46	3	43	3	59	4	46		
45	1	45	2	47	3	44	3	60	4	47		
46	1	46	2	48	3	44	3	61	4	48		
47	1	48	2	49	3	45	3	62	4	49		
48	1	49	2	50	3	46	3	63	4	50		
49	1	50	2	51	3	47	3	64	4	52		
50	1	51	2	52	3	48	3	66	4	53		
51	1	52	2	53	3	49	3	67	4	54		
52	1	53	2	54	3	49	3	68	4	55		
53	1	54	2	55	3	50	3	70	4	56		
54	1	55	2	56	3	51	3	72	4	57		
55	1	56	2	58	3	52	3	74	4	58		
56	1	57	2	59	3	53	3	77	4	59		
57	1	58	2	60	3	53	3	79	4	61		
58	1	59	2	61	3	54	3	81	4	62		
59	1	60	2	62	3	55	3	84	4	64		
60	1	61	2	63	3	56	3	86	4	66		
61	1	62	2	64	3	57	3	88	4	69		
62	1	64	2	65	3	58	3	90	4	71		
63	1	65	2	66	3	59	3	93	4	73		
64	1	66	2	67	3	60	3	96	4	74		
65	1	67	2	68	3	60	3	98	4	75		
66	1	68	2	69	3	61	3	101	4	77		
67	1	69	2	70	3	62	3	103	4	78		
68	1	70	2	71	3	63	3	106	4	79		

69	1	71	2	72	3	64	3	108	4	80		
70	1	72	2	73	3	65	3	110	4	81		
71	1	73	2	74	3	66	3	113	4	82		
72	1	74	2	75	3	66	3	115	4	84		
73	1	75	2	77	3	67	3	117	4	85		
74	1	76	2	78	3	68	3	119	4	86		
75	1	77	2	79	3	69	3	121	4	87		
76	1	78	2	80	3	70	3	123	4	88		
77	1	80	2	82	3	71	3	124	4	89		
78	1	81	2	83	3	72	3	126	4	91		
79	1	82	2	84	3	73	3	127	4	92		
80	1	83	2	86	3	74	3	129	4	93		
81	1	84	2	87	3	75	3	130	4	94		
82	1	85	2	89	3	76	3	131	4	96		
83	1	86	2	91	3	77	3	133	4	97		
84	1	87	2	93	3	78	3	134	4	97		
85	1	88	2	95	3	79	3	135	4	97		
86	1	89	2	97	3	81	3	136	4	97		
87	1	90	2	99	3	82	3	138	4	97		
88	1	92	2	101	3	83	3	139	4	97		
89	1	93	2	103	3	84	3	140	4	97		
90	1	94	2	104	3	85	3	141	4	97		
91	1	95	2	105	3	86	3	141	4	97		
92	1	96	2	107	3	87	3	141	4	97		
93	1	97	2	108	3	88	3	141	4	97		
94	1	98	2	109	3	89	3	141	4	97		

95	1	100	2	111	3	90	3	141	4	97		
96	1	101	2	112	3	91	3	141	4	97		
97	1	102	2	114	3	92	3	141	4	97		
98	1	103	2	115	3	93	3	141				
99	1	104	2	116	3	94	3	141				
100	1	106	2	117	3	95	3	141				
101	1	107	2	118	3	96	3	141				
102	1	109	2	119	3	97	3	141				
103	1	111	2	121	3	98	3	141				
104	1	113	2	122	3	99	3	141				
105	1	115	2	123	3	100	3	141				
106	1	118	2	124	3	101	3	141				
107	1	121	2	125	3	102	3	141				
108	1	124	2	126	3	103	3	141				
109	1	127	2	127	3	104	3	141				
110	1	129	2	128	3	105	3	141				
111	1	132	2	129	3	106	3	141				
112	1	134	2	129	3	107	3	141				
113	1	137	2	129	3	108	3	141				
114	1	138	2	129	3	109	3	141				
115	1	140	2	129	3	110	3	141				
116	1	142	2	129	3	111	3	141				
117	1	144	2	129	3	112	3	141				
118	1	146	2	129	3	113	3	141				
119	1	147	2	129	3	114	3	141				
120	1	148	2	129	3	115	3	141				

121	1	150	2	129	3	116	3	141				
122	1	151	2	129	3	117	3	141				
123	1	152	2	129	3	118	3	141				
124	1	153	2	129	3	119	3	141				
125	1	153	2	129	3	120	3	141				
126	1	153	2	129	3	121						
127	1	153	2	129	3	122						
128	1	153	2	129	3	123						
129	1	153	2	129	3	124						
130	1	153			3	125						
131	1	153			3	126						
132	1	153			3	127						
133	1	153			3	128						
134	1	153			3	129						
135	1	153			3	130						
136	1	153			3	131						
137	1	153			3	132						
138	1	153			3	133						
139	1	153			3	134						
140	1	153			3	135						
141	1	153			3	136						
142	1	153										
143	1	153										
144	1	153										
145	1	153										
146	1	153										

147	1	153										
148	1	153										
149	1	153										
150	1	153										
151	1	153										
152	1	153										
153	1	153										

付則別表第 2 (付則第 2 項及び第 3 項関係)

一般職給料表(2)の適用を受ける職員の切替表

旧級	1 級		2 級		3 級	
旧号俸	新級	号俸	新級	号俸	新級	号俸
1	1	1	2	2	3	3
2	1	2	2	4	3	4
3	1	3	2	5	3	5
4	1	4	2	6	3	6
5	1	5	2	7	3	7
6	1	6	2	8	3	8
7	1	7	2	9	3	9
8	1	8	2	10	3	10
9	1	9	2	11	3	11
10	1	10	2	12	3	12
11	1	11	2	13	3	13
12	1	12	2	14	3	14
13	1	13	2	15	3	16
14	1	14	2	16	3	17
15	1	15	2	17	3	18

16	1	16	2	18	3	19
17	1	17	2	19	3	20
18	1	18	2	20	3	21
19	1	19	2	21	3	22
20	1	20	2	22	3	23
21	1	21	2	23	3	24
22	1	22	2	25	3	25
23	1	23	2	26	3	26
24	1	24	2	27	3	27
25	1	25	2	28	3	28
26	1	26	2	29	3	29
27	1	27	2	30	3	31
28	1	28	2	31	3	32
29	1	29	2	32	3	33
30	1	30	2	33	3	34
31	1	31	2	34	3	35
32	1	32	2	35	3	36
33	1	33	2	36	3	37
34	1	34	2	37	3	38
35	1	35	2	38	3	39
36	1	36	2	39	3	41
37	1	37	2	41	3	42
38	1	38	2	42	3	43
39	1	39	2	43	3	45
40	1	40	2	44	3	46
41	1	41	2	45	3	47

42	1	42	2	47	3	49
43	1	43	2	48	3	50
44	1	44	2	49	3	51
45	1	45	2	50	3	52
46	1	46	2	51	3	54
47	1	47	2	53	3	55
48	1	48	2	54	3	56
49	1	49	2	55	3	58
50	1	50	2	56	3	60
51	1	51	2	57	3	61
52	1	52	2	58	3	63
53	1	53	2	60	3	65
54	1	54	2	61	3	67
55	1	55	2	62	3	69
56	1	56	2	64	3	70
57	1	58	2	65	3	72
58	1	59	2	67	3	74
59	1	60	2	68	3	75
60	1	61	2	69	3	77
61	1	62	2	71	3	78
62	1	63	2	72	3	79
63	1	64	2	74	3	81
64	1	65	2	75	3	82
65	1	66	2	76	3	83
66	1	67	2	77	3	85
67	1	68	2	79	3	86

68	1	69	2	80	3	87
69	1	70	2	82	3	88
70	1	71	2	84	3	90
71	1	73	2	85	3	91
72	1	73	2	86	3	92
73	1	74	2	88	3	93
74	1	76	2	89	3	95
75	1	77	2	91	3	96
76	1	78	2	93	3	97
77	1	79	2	94	3	98
78	1	80	2	95	3	99
79	1	81	2	97	3	100
80	1	82	2	98	3	101
81	1	83	2	99	3	102
82	1	84	2	101	3	104
83	1	85	2	102	3	105
84	1	86	2	103	3	106
85	1	87	2	104	3	107
86	1	88	2	105	3	108
87	1	90	2	106	3	109
88	1	91	2	108	3	110
89	1	92	2	109	3	111
90	1	93	2	110	3	112
91	1	94	2	111	3	113
92	1	95	2	112	3	114
93	1	96	2	113	3	115

94	1	97	2	114	3	117
95	1	98	2	115	3	118
96	1	99	2	116	3	119
97	1	100	2	117	3	120
98	1	102	2	119	3	121
99	1	103	2	120	3	122
100	1	104	2	121	3	123
101	1	105	2	122	3	124
102	1	107	2	123	3	125
103	1	108	2	124	3	126
104	1	109	2	125	3	127
105	1	110	2	126	3	128
106	1	112	2	127	3	129
107	1	113	2	128	3	130
108	1	114	2	129	3	131
109	1	115	2	130	3	132
110	1	117	2	131	3	133
111	1	119	2	132	3	134
112	1	120	2	133	3	135
113	1	122	2	134	3	136
114	1	124	2	135	3	137
115	1	126	2	136	3	138
116	1	128	2	137	3	139
117	1	130	2	138	3	140
118	1	132	2	139	3	141
119	1	134	2	140	3	142

120	1	136	2	141	3	143
121	1	137	2	142	3	144
122	1	139	2	143	3	145
123	1	140	2	144	3	146
124	1	142	2	145	3	147
125	1	143	2	146	3	148
126	1	144	2	147	3	149
127	1	146	2	148	3	150
128	1	147	2	149	3	151
129	1	148	2	150	3	152
130	1	150	2	151	3	153
131	1	151	2	152	3	154
132	1	152	2	153	3	155
133	1	153	2	154	3	156
134	1	155	2	155	3	157
135	1	156	2	156	3	158
136	1	157	2	157	3	159
137	1	158	2	158	3	160
138	1	159	2	159	3	161
139	1	160	2	160	3	162
140	1	161	2	161	3	163
141	1	162	2	162	3	164
142	1	164	2	163	3	165
143	1	165	2	164	3	166
144	1	166	2	165	3	167
145	1	167	2	166	3	168

146	1	168	2	167	3	169
147	1	169	2	168	3	170
148	1	170	2	169	3	171
149	1	171	2	170	3	172
150	1	172	2	171	3	173
151	1	173	2	172	3	174
152	1	174	2	173	3	175
153	1	175	2	174	3	176
154	1	177	2	175	3	177
155	1	178	2	176	3	178
156	1	179	2	177	3	179
157	1	180	2	178	3	180
158	1	181	2	179	3	181
159	1	182	2	180	3	182
160	1	183	2	181	3	183
161	1	184	2	182	3	184
162	1	185	2	183	3	185
163	1	186	2	184	3	186
164	1	187	2	185	3	187
165	1	188	2	186	3	188
166	1	189	2	187	3	189
167	1	190	2	188	3	190
168	1	191	2	189	3	191
169	1	192	2	190	3	192
170	1	193	2	191	3	193
171	1	194	2	192	3	193

172	1	195	2	193	3	193
173	1	196	2	194	3	193
174	1	197	2	195	3	193
175	1	198	2	196	3	193
176	1	199	2	197	3	193
177	1	200	2	198	3	193
178	1	201	2	199	3	193
179	1	202	2	200	3	193
180	1	203	2	201	3	193
181	1	204	2	202	3	193
182	1	205	2	203	3	193
183	1	206	2	204	3	193
184	1	207	2	205	3	193
185	1	208	2	206	3	193
186	1	209	2	207	3	193
187	1	210	2	208	3	193
188	1	211	2	209	3	193
189	1	212	2	210	3	193
190	1	213	2	211	3	193
191	1	214	2	212	3	193
192	1	215	2	213	3	193
193	1	216	2	214	3	193
194	1	217	2	215		
195	1	218	2	216		
196	1	219	2	217		
197	1	220	2	218		

198	1	221	2	219		
199	1	222	2	220		
200	1	223	2	221		
201	1	224	2	222		
202	1	225	2	223		
203	1	226	2	224		
204	1	227	2	225		
205	1	228	2	225		
206	1	229	2	225		
207	1	230	2	225		
208	1	231	2	225		
209	1	232	2	225		
210	1	233	2	225		
211	1	234	2	225		
212	1	235	2	225		
213	1	236	2	225		
214	1	237	2	225		
215	1	238	2	225		
216	1	239	2	225		
217	1	240	2	225		
218	1	241	2	225		
219	1	242	2	225		
220	1	243	2	225		
221	1	244	2	225		
222	1	245	2	225		
223	1	246	2	225		

224	1	247	2	225		
225	1	248	2	225		
226	1	249				
227	1	250				
228	1	251				
229	1	252				
230	1	253				
231	1	254				
232	1	255				
233	1	256				
234	1	257				
235	1	258				
236	1	259				
237	1	260				
238	1	261				
239	1	262				
240	1	263				
241	1	264				
242	1	265				
243	1	266				
244	1	267				
245	1	268				
246	1	269				
247	1	270				
248	1	271				
249	1	272				

250	1	273				
251	1	273				
252	1	273				
253	1	273				
254	1	273				
255	1	273				
256	1	273				
257	1	273				
258	1	273				
259	1	273				
260	1	273				
261	1	273				
262	1	273				
263	1	273				
264	1	273				
265	1	273				
266	1	273				
267	1	273				
268	1	273				
269	1	273				
270	1	273				
271	1	273				
272	1	273				
273	1	273				

付 則（平成28年 3 月16日条例第 3 号）
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条第2項、第7条第1項、同条第2項及び第22条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、新条例第23条の規定は同年12月1日から適用する。

（勤勉手当の特例措置）

3 平成27年12月1日を基準日とする勤勉手当に関する新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

（給与の内払）

4 この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則（平成29年2月23日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、第9条及び第10条の改正規定、別表第1の改正規定並びに付則第2項、第4項及び第5項規定は、平成29年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における新条例第9条第3項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円」とあるのは、「配偶者 10,000円」と、「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項第2号中「（2） 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 9,000円」とあるのは

「（2） 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 9,000円

(4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、新条例第10条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項の規定はなお効力を有し、新条例第10条第3項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（勤勉手当の特例措置）

3 平成28年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

（給料表の改定に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日の前日において、旧条例別表第1一般職給料表(1)の1級150号俸から153号俸までの適用を受けていた職員（以下「特定職員」という。）であって、引き続き同一給料表の適用を受ける特定職員の号俸は149号俸とする。

5 前項の適用を受ける特定職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額（この条例の施行日の前日にその者が受けていた給料月額と施行日における給料月額の差額）を給料月額として支給する。

（給与の内払）

6 旧条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則（平成29年12月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年3月20日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この条例中第23条の改正規定、付則第2項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（勤勉手当の特例措置）

- 2 平成29年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、同項第3項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（平成31年3月15日条例第1号）

改正 令和2年3月9日条例第2号

（施行期日等）

- 1 この条例中第23条の改正規定並びに付則第3項及び第4項の規定は公布の日から、その他の規定は平成31年4月1日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（地域手当に関する暫定措置）

- 2 新条例第11条の2第2項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の9」とする。

（勤勉手当の特例措置）

- 3 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る、新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、この条

例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則（令和元年11月11日条例第2号）

この条例中第3条の規定（第22条、第22条の2及び第23条に係る部分に限る。）は令和元年12月14日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月9日条例第2号）

改正 令和3年3月31日条例第1号

（施行期日等）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該額号に定める日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第23条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（1） 第1条中第23条の改正規定並びに付則第2項及び第3項の規定 公布の日

（2） 第2条の規定 令和3年4月1日

（勤勉手当の特例措置）

2 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る、新条例第23条の規定の適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払）

3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例第18条の規定に基づいて、第1条中第23条の改正規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則（令和2年11月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の特例措置）

2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第22条第2項及び同条第4項の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、同条第4項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」とする。

付 則（令和 3 年 3 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 11 月 30 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

（期末手当の特例措置）

- 2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当に係る第 22 条第 2 項及び同条第 4 項の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 115」と、同条第 4 項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 65」とする。

付 則（令和 4 年 3 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 5 の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 15 日条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第 2 条 （略）

第 3 条 第 3 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第 7 項から第 14 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 4 条・第 5 条 （略）

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第 4 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員

(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第9項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成11年条例第1号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第4項、第23条第3項及び第26条の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項、第22条第4項、第23条第3項及び第26条の規定を適用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について必要な事項は、組合規則で定める。

第7条～第14条 (略)

付 則 (令和5年3月9日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定 令和4年4月1日
 - (2) 新条例第23条第2項及び第3項の規定並びに付則第4項 令和4年12月1日
- (異動者等の号俸等)
- 3 令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月

額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(勤勉手当の特例措置)

- 4 令和4年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の112.5」と、同条第3項中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

(給与の内払)

- 5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則 (令和6年3月7日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定 令和5年4月1日
 - (2) 新条例第23条第2項及び第3項の規定並びに付則第4項の規定 令和5年12月1日

(異動者等の号俸等)

- 3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは給料月額に異動のあった職員の新条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(勤勉手当の特例措置)

- 4 令和5年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る新条例第23条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分

の 57.5」 とする。

(給与の内払)

- 5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

付 則 (令和 7 年 2 月 6 日条例第 2 号)

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表（1）

[単位：円]

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外職員		円	円	円	円	円
	1	156,200	210,100	233,800	289,700	495,000
	2	157,100	211,800	235,500	292,000	509,900
	3	158,100	213,400	237,200	294,300	518,800
	4	159,100	215,100	238,900	296,500	527,700
	5	160,100	216,700	240,700	298,700	
	6	161,100	218,300	242,400	300,900	
	7	162,100	219,900	244,100	303,100	
	8	163,100	221,600	245,900	305,400	
	9	164,000	223,300	247,700	307,700	
	10	164,900	224,900	249,500	310,000	
	11	165,900	226,600	251,300	312,300	
	12	166,900	228,300	253,100	314,600	
	13	167,900	230,100	255,000	316,900	
	14	169,100	231,800	257,100	319,300	
	15	170,300	233,400	259,200	321,700	
	16	171,500	235,100	261,200	324,000	
	17	172,800	236,900	263,300	326,400	
	18	174,900	238,600	265,400	328,900	
	19	177,000	240,200	267,600	331,500	
	20	179,200	241,900	269,800	334,000	
	21	181,400	243,700	272,000	336,500	
	22	183,200	245,400	274,200	339,200	
	23	185,000	247,000	276,300	341,900	
	24	186,800	248,700	278,500	344,600	
	25	188,600	250,600	280,700	347,300	
	26	190,500	252,500	282,900	350,000	
	27	192,400	254,300	285,100	352,700	
	28	194,300	256,100	287,300	355,500	
	29	196,200	258,000	289,400	358,200	
	30	198,100	260,100	291,600	361,200	
	31	200,100	262,100	293,800	364,100	
	32	202,100	264,200	296,000	367,000	
	33	204,300	266,200	298,200	370,000	
	34	206,100	268,000	300,400	372,800	
	35	207,800	269,800	302,600	375,500	
	36	209,500	271,600	304,800	378,200	
	37	211,200	273,300	307,000	380,700	
	38	212,800	274,900	309,300	383,200	
	39	214,300	276,600	311,600	385,500	
40	215,800	278,400	313,900	387,900		

41	217,300	280,100	316,200	390,300
42	218,800	281,800	318,500	392,600
43	220,300	283,400	320,900	394,900
44	221,800	285,100	323,200	397,200
45	223,300	286,800	325,600	399,600
46	224,800	288,500	328,000	401,900
47	226,300	290,100	330,400	404,100
48	227,800	291,800	332,900	406,300
49	229,300	293,500	335,400	408,600
50	230,800	295,100	338,100	410,900
51	232,300	296,800	340,800	413,100
52	233,800	298,500	343,500	415,300
53	235,200	300,200	346,200	417,300
54	236,700	301,900	348,800	419,200
55	238,200	303,600	351,300	421,200
56	239,700	305,200	353,700	423,100
57	241,100	306,800	356,000	424,900
58	242,500	308,400	358,200	426,700
59	244,000	310,000	360,300	428,400
60	245,500	311,600	362,300	430,200
61	247,000	313,200	364,200	432,000
62	248,400	314,800	366,200	433,500
63	249,900	316,400	368,100	434,600
64	251,400	318,000	369,900	435,500
65	252,900	319,500	371,700	436,400
66	254,400	321,100	373,400	437,200
67	255,900	322,600	375,000	437,900
68	257,300	324,200	376,500	438,600
69	258,800	325,700	378,000	439,300
70	260,300	327,100	379,000	440,000
71	261,700	328,400	380,100	440,700
72	263,100	329,800	381,000	441,400
73	264,600	331,200	381,900	442,100
74	266,000	332,600	382,700	442,800
75	267,500	333,900	383,500	443,500
76	269,000	335,300	384,200	444,100
77	270,400	336,500	385,000	444,700
78	271,900	337,600	385,700	445,400
79	273,400	338,600	386,400	446,000
80	274,800	339,500	387,100	446,600
81	276,200	340,300	387,800	447,200
82	277,600	341,100	388,400	447,800

83	278,900	341,900	389,000	448,400
84	280,300	342,600	389,500	449,000
85	281,600	343,300	390,000	449,600
86	283,000	344,100	390,500	450,200
87	284,300	344,700	391,000	450,800
88	285,600	345,400	391,600	451,300
89	287,000	346,100	392,200	451,800
90	288,200	346,700	392,800	452,400
91	289,500	347,200	393,400	452,900
92	290,900	347,600	393,900	453,400
93	292,100	348,100	394,400	453,900
94	293,300	348,600	395,000	454,400
95	294,500	349,100	395,500	454,900
96	295,700	349,600	396,000	455,400
97	297,000	350,000	396,500	455,800
98	298,200	350,500	397,000	
99	299,400	350,900	397,500	
100	300,700	351,400	398,000	
101	301,900	351,900	398,500	
102	303,100	352,300	399,000	
103	304,300	352,800	399,500	
104	305,400	353,300	400,000	
105	306,500	353,700	400,400	
106	307,400	354,100	400,900	
107	308,300	354,500	401,400	
108	309,200	354,900	401,800	
109	310,000	355,300	402,200	
110	310,700	355,700	402,700	
111	311,400	356,100	403,200	
112	312,100	356,500	403,600	
113	312,800	356,900	404,000	
114	313,200	357,300	404,500	
115	313,700	357,700	405,000	
116	314,200	358,100	405,400	
117	314,600	358,500	405,800	
118	315,000	358,900	406,300	
119	315,300	359,300	406,700	
120	315,600	359,700	407,100	
121	315,900	360,100	407,500	
122	316,300	360,400	408,000	
123	316,600	360,800	408,400	
124	316,900	361,200	408,800	
125	317,200	361,600	409,200	

	126	317,600	361,900	409,700		
	127	317,900	362,300	410,100		
	128	318,200	362,700	410,500		
	129	318,500	363,100	410,900		
	130	318,900		411,400		
	131	319,200		411,800		
	132	319,500		412,200		
	133	319,800		412,600		
	134	320,200		413,000		
	135	320,500		413,400		
	136	320,800		413,800		
	137	321,100		414,200		
	138	321,400		414,600		
	139	321,800		415,000		
	140	322,100		415,400		
	141	322,400		415,800		
	142	322,700				
	143	323,000				
	144	323,300				
	145	323,600				
	146	323,900				
	147	324,200				
	148	324,500				
	149	324,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 198,800	基準給料月額 230,900	基準給料月額 271,600	基準給料月額 313,700	基準給料月額 430,000

備考

1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,400円とする。

別表第2（第3条関係）

一般職給料表（2）

〔単位：円〕

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	147,800	231,400	268,900
	2	148,300	233,300	270,700
	3	148,800	235,000	272,400
	4	149,300	236,800	274,200
	5	149,800	238,500	276,000
	6	150,300	240,100	277,800
	7	150,800	241,600	279,600
	8	151,400	243,100	281,400
	9	152,000	244,500	283,200
	10	152,500	246,000	285,000
	11	153,200	247,500	286,800
	12	153,800	249,000	288,600
	13	154,400	250,500	290,400
	14	155,100	252,000	292,100
	15	155,900	253,500	293,800
	16	156,700	255,000	295,500
	17	157,500	256,400	297,200
	18	158,500	257,900	298,900
	19	159,600	259,400	300,500
	20	160,700	260,900	302,200
	21	161,800	262,400	303,900
	22	162,900	263,900	305,500
	23	164,000	265,400	307,100
	24	165,100	266,900	308,700
	25	166,200	268,400	310,300
	26	167,500	269,900	311,800
27	168,900	271,400	313,300	

28	170,300	272,900	314,700
29	171,700	274,400	316,100
30	173,200	276,000	317,600
31	174,700	277,500	319,000
32	176,200	278,900	320,400
33	177,800	280,400	321,800
34	179,300	281,900	323,200
35	180,900	283,200	324,600
36	182,500	284,600	325,900
37	184,100	285,900	327,200
38	185,600	287,300	328,400
39	187,200	288,700	329,600
40	188,800	289,900	330,700
41	190,300	291,200	331,800
42	191,700	292,400	332,800
43	193,100	293,600	333,700
44	194,500	294,700	334,600
45	195,800	295,800	335,500
46	196,900	296,800	336,400
47	198,000	297,800	337,200
48	199,100	298,800	338,000
49	200,100	299,800	338,800
50	201,100	300,800	339,600
51	202,100	301,700	340,300
52	203,000	302,600	341,000
53	204,000	303,500	341,700
54	205,100	304,400	342,400
55	206,200	305,300	343,000
56	207,400	306,100	343,600
57	208,700	306,900	344,200
58	209,900	307,700	344,700
59	211,200	308,500	345,200
60	212,500	309,300	345,700

61	213,800	310,100	346,100
62	215,100	310,700	346,500
63	216,400	311,300	346,900
64	217,700	311,900	347,300
65	218,900	312,500	347,700
66	220,200	313,100	348,100
67	221,500	313,700	348,500
68	222,800	314,300	348,900
69	224,000	314,800	349,200
70	225,300	315,400	349,600
71	226,600	315,900	350,000
72	227,900	316,400	350,300
73	229,200	316,900	350,600
74	230,500	317,400	351,000
75	231,800	317,900	351,300
76	233,100	318,400	351,600
77	234,400	318,800	351,900
78	235,600	319,300	352,300
79	236,900	319,700	352,600
80	238,200	320,100	352,900
81	239,400	320,500	353,200
82	240,700	320,900	353,500
83	242,000	321,300	353,800
84	243,200	321,600	354,100
85	244,500	321,900	354,400
86	245,800	322,300	354,700
87	247,100	322,700	355,000
88	248,400	323,000	355,300
89	249,600	323,300	355,600
90	250,900	323,700	355,900
91	252,200	324,000	356,200
92	253,500	324,300	356,500
93	254,800	324,600	356,800
94	256,100	325,000	357,100

95	257,300	325,300	357,400
96	258,500	325,600	357,700
97	259,600	325,900	358,000
98	260,800	326,300	358,300
99	262,000	326,600	358,600
100	263,100	326,900	358,900
101	264,100	327,100	359,200
102	265,200	327,400	359,500
103	266,300	327,700	359,800
104	267,400	328,000	360,100
105	268,400	328,300	360,300
106	269,400	328,700	360,600
107	270,400	329,000	360,900
108	271,400	329,200	361,200
109	272,400	329,500	361,500
110	273,400	329,800	361,800
111	274,400	330,100	362,100
112	275,100	330,400	362,400
113	276,000	330,700	362,700
114	276,800	331,000	363,000
115	277,600	331,300	363,300
116	278,400	331,600	363,600
117	279,100	331,900	363,900
118	279,700	332,200	364,200
119	280,300	332,500	364,500
120	280,800	332,800	364,800
121	281,300	333,100	365,100
122	281,800	333,400	365,400
123	282,200	333,700	365,700
124	282,600	334,000	366,000
125	283,000	334,300	366,300
126	283,400	334,600	366,600
127	283,800	334,900	366,900

128	284,200	335,200	367,200
129	284,500	335,500	367,500
130	284,900	335,800	367,800
131	285,300	336,100	368,100
132	285,700	336,400	368,400
133	286,000	336,700	368,700
134	286,300	337,000	369,000
135	286,600	337,300	369,300
136	286,900	337,600	369,600
137	287,200	337,900	369,900
138	287,500	338,200	370,200
139	287,800	338,500	370,500
140	288,100	338,800	370,800
141	288,400	339,100	371,100
142	288,700	339,400	371,400
143	289,000	339,700	371,700
144	289,300	340,000	372,000
145	289,600	340,300	372,300
146	289,800	340,600	372,600
147	290,100	340,900	372,900
148	290,400	341,200	373,200
149	290,700	341,500	373,500
150	291,000	341,800	373,800
151	291,300	342,100	374,100
152	291,600	342,400	374,400
153	291,900	342,700	374,700
154	292,200	343,000	375,000
155	292,500	343,300	375,300
156	292,800	343,600	375,600
157	293,100	343,900	375,900
158	293,400	344,200	376,200
159	293,700	344,500	376,500
160	294,000	344,800	376,800

161	294,300	345,100	377,100
162	294,600	345,400	377,400
163	294,900	345,700	377,700
164	295,200	346,000	378,000
165	295,500	346,300	378,300
166	295,800	346,600	378,600
167	296,100	346,900	378,900
168	296,400	347,200	379,200
169	296,700	347,500	379,500
170	297,000	347,800	379,800
171	297,300	348,100	380,100
172	297,600	348,400	380,400
173	297,900	348,700	380,700
174	298,200	349,000	381,000
175	298,500	349,300	381,300
176	298,800	349,600	381,600
177	299,100	349,900	381,900
178	299,400	350,200	382,200
179	299,700	350,500	382,500
180	300,000	350,800	382,800
181	300,300	351,100	383,100
182	300,600	351,400	383,400
183	300,900	351,700	383,700
184	301,200	352,000	384,000
185	301,500	352,300	384,300
186	301,800	352,600	384,600
187	302,100	352,900	384,900
188	302,400	353,200	385,200
189	302,700	353,500	385,500
190	303,000	353,800	385,800
191	303,300	354,100	386,100
192	303,600	354,400	386,400
193	303,900	354,700	386,700

194	304,200	355,000
195	304,500	355,300
196	304,800	355,600
197	305,100	355,900
198	305,400	356,200
199	305,700	356,500
200	306,000	356,800
201	306,300	357,100
202	306,600	357,400
203	306,900	357,700
204	307,200	358,000
205	307,500	358,300
206	307,800	358,600
207	308,100	358,900
208	308,400	359,200
209	308,700	359,500
210	309,000	359,800
211	309,300	360,100
212	309,600	360,400
213	309,900	360,700
214	310,200	361,000
215	310,500	361,300
216	310,800	361,600
217	311,100	361,900
218	311,400	362,200
219	311,700	362,500
220	312,000	362,800
221	312,300	363,100
222	312,600	363,400
223	312,900	363,700
224	313,200	364,000
225	313,500	364,300
226	313,800	

227	314,100
228	314,400
229	314,700
230	315,000
231	315,300
232	315,600
233	315,900
234	316,200
235	316,500
236	316,800
237	317,100
238	317,400
239	317,700
240	318,000
241	318,300
242	318,600
243	318,900
244	319,200
245	319,500
246	319,800
247	320,100
248	320,400
249	320,700
250	321,000
251	321,300
252	321,600
253	321,900
254	322,200
255	322,500
256	322,800
257	323,100
258	323,400
259	323,700

	260	324,000		
	261	324,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 208,600	基準給料月額 222,900	基準給料月額 243,100

別表第3 (第3条関係)

一般職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	主任の職務
3級	係長の職務
4級	課長の職務
5級	部長の職務

別表第4 (第3条関係)

一般職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	技能主任の職務
3級	統括技能主任の職務

別表第5 (第7条関係)

管理職手当の支給区分及び支給月額

支給職員の区分		支給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	職務の級が5級の職にある者	94,000円
	職務の級が4級の職にある者	70,000円
定年前再任用短時間勤務職員	職務の級が5級の職にある者	70,000円
	職務の級が4級の職にある者	49,000円